

第3期 鹿部町地域福祉計画

(鹿部町成年後見制度利用促進基本計画)

(鹿部町地方再犯防止推進計画)



令和8年3月策定

鹿 部 町

はじめに

近年、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染拡大は、地域社会や私たちの生活に様々な影響を与えました。人と人との交流や社会とのつながりが減少し、社会的孤立や地域とのつながりの希薄化、更には少子高齢化や単身世帯の増加により、福祉ニーズが複雑化し、介護、障害、子ども・子育て等の単一の制度だけでは解決できない複合的な問題が生じています。こうした状況に対応し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域の中で助け合い支えあう「地域共生社会」の実現に向け、町民の皆さまと共に取り組みを進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、町では、2020 年(令和 2 年)に現行の計画である「第 2 期鹿部町地域福祉計画」を策定し、2023 年(令和 5 年)に中間見直しを行いました。これまで、「人と地域のつながりでつくる安心して暮らせるまち」を基本理念とし、様々な取り組みを進めてまいりましたが、社会情勢の変化や地域の実情も踏まえ、新たに「第 3 期鹿部町地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、現行の地域福祉計画における基本理念・基本目標を継承しつつ、町民・行政をはじめ、町内会、社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体、企業など多様な主体が連携して取り組むことを明確にしています。

また、第 2 期計画から「成年後見制度利用促進基本計画」が加わり、今回計画から新たに「再犯防止推進計画」を包含するなど、福祉政策全般の方向性を示す計画となっています。これらを通じ、町民が「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と感じられる、笑顔あふれる鹿部町の実現を目指してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました「鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会」の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、関係団体、関係機関の皆さまに心より感謝申し上げます。



令和 8 年 3 月

鹿部町長 盛田 昌彦

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉計画策定の背景	1
2 地域福祉の推進に向けて	3
3 地域福祉計画とは	5
4 計画の位置付け	6
5 計画期間	7
6 計画の策定体制	8
第2章 地域を取り巻く現状	9
1 総人口等の状況	9
2 子ども・子育ての状況	11
3 高齢者の状況	12
4 障がい者の状況	14
5 地域別の状況	15
6 地域活動団体等の状況	16
7 町民アンケート調査結果	18
8 関係団体アンケート調査結果	30
9 地域福祉の課題	34
第3章 基本方針	35
1 目標とする地域の姿	35
2 取組方針	36
3 施策の基本目標	38
4 施策の体系	39
第4章 施策の展開	40
基本目標1 つながりを大切に育てる	40
基本目標2 誰もが安心して暮らせる	44
基本目標3 みんなで支えあい助けあう	57
第5章 鹿部町再犯防止推進計画	62
1 計画策定の主旨	62
2 計画の位置づけ	62
3 再犯防止施策の対象者	63
4 計画期間	63
5 犯罪情勢等について	64
6 取り組みの方向性	66
第6章 計画の推進	69
1 住民・地域・町の協働による計画の推進	69
2 社会福祉協議会との連携による推進	71

3 計画の推進及び進行管理	71
第 7 章 資料編	72
1 鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会条例.....	72
2 鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿.....	74
3 策定経過	75

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉計画策定の背景

(1)計画策定の背景・目的

近年、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大は、人と人との交流や社会とのつながりに影響を与え、社会的孤立や地域のつながりの希薄化を招きました。また、少子高齢化や単身世帯の増加、生活課題の多様化・複雑化により、従来の単一の福祉制度だけでは対応できない課題が増えています。

こうした課題に対応するためには、住民一人ひとりによる「自助」、行政による「公助」とともに、地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支えあう「共助・互助」が重要となります。町内会、社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア、企業など多様な主体が連携し、町民が主体的に地域課題を把握し解決する仕組みを推進することも必要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができると考えられます。

国では、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、その理念のもと、地域福祉の在り方の見直しが進められてきました。その後、令和2年および令和4年の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現は理念にとどまらず、制度として位置づけられ、分野別・属性別の支援にとられない包括的な支援体制の構築が求められるようになりました。

特に、令和3年度から実施されている重層的支援体制整備事業では、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に推進し、複雑化・複合化した地域生活課題に対応することが求められています。

また、少子高齢化の進行、単身世帯の増加に加え、8050問題^{※1}に代表されるひきこもりの長期化・高年齢化、ヤングケアラー^{※2}、ダブルケア^{※3}、孤独・孤立の問題など、世代や分野をまたいだ複合的な地域課題が生じてきており、地域福祉における課題は一層多様化・深刻化しています。こうした課題に対応するためには、従来の分野別支援にとどまらず、行政、関係機関、住民が相互に連携し、地域全体で支えあう体制の構築が不可欠となっています。

今回の計画策定は、2020年(令和2年)に策定し、2023年(令和5年)に中間見直しを実施した「第2期地域福祉計画」が2025年(令和7年)に終了となることから、前期計画の進捗状況进行评估するとともに、近年の国や道の動向を踏まえ計画を見直し、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活上支援が

※1 8050(はちまる・ごうまる)問題

80代の高齢の親が、50代の引きこもりや無職の子どもの生活を支え、経済的・精神的に困窮し、親子ともに社会的に孤立する問題のこと。

※2 ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者のことで、本来大人が担う家事や家族のケアを日常的に代行し、その負担が学業や友人関係、心身の健康などに影響を及ぼす状態を指す。

※3 ダブルケア

子育てと親の介護が同時に発生する状況のことをいう。時間的・精神的な負担が非常に大きく、仕事との両立の難しさや、自身の生活の質の低下といった課題を抱えることが多い。

必要な方を対象とした重層的支援体制の整備や町民参加型の地域福祉施策を盛り込んだ「第3期地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

(2)地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
2016 年 (平成 28 年)6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」 閣議決定	「地域共生社会」の実現が盛り込まれ、同年 7 月、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、具体的な取り組みが開始
2017 年 (平成 29 年)6 月	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」	・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 ・市町村による包括的な支援体制づくりの努力義務化 ・市町村地域福祉計画策定の努力義務化
2017 年 (平成 29 年)12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」	・市町村における包括的な支援体制の目的、市町村の役割、支援体制の内容、地域との連携の必要を規定
2020 年 (令和 2 年)6 月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」	・地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う「重層的支援体制整備事業」を創設 ・地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
2021 年 (令和 3 年)3 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」一部改正	・「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」に「重層的支援体制整備事業」を追加
2025 年 (令和 7 年)5 月	「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめの公表	地域共生社会の理念に基づき、全国の先進事例や課題を整理し、自治体・地域・福祉関係者が協働して多様な支援体制を整備する方向性を示す、中間とりまとめを公表

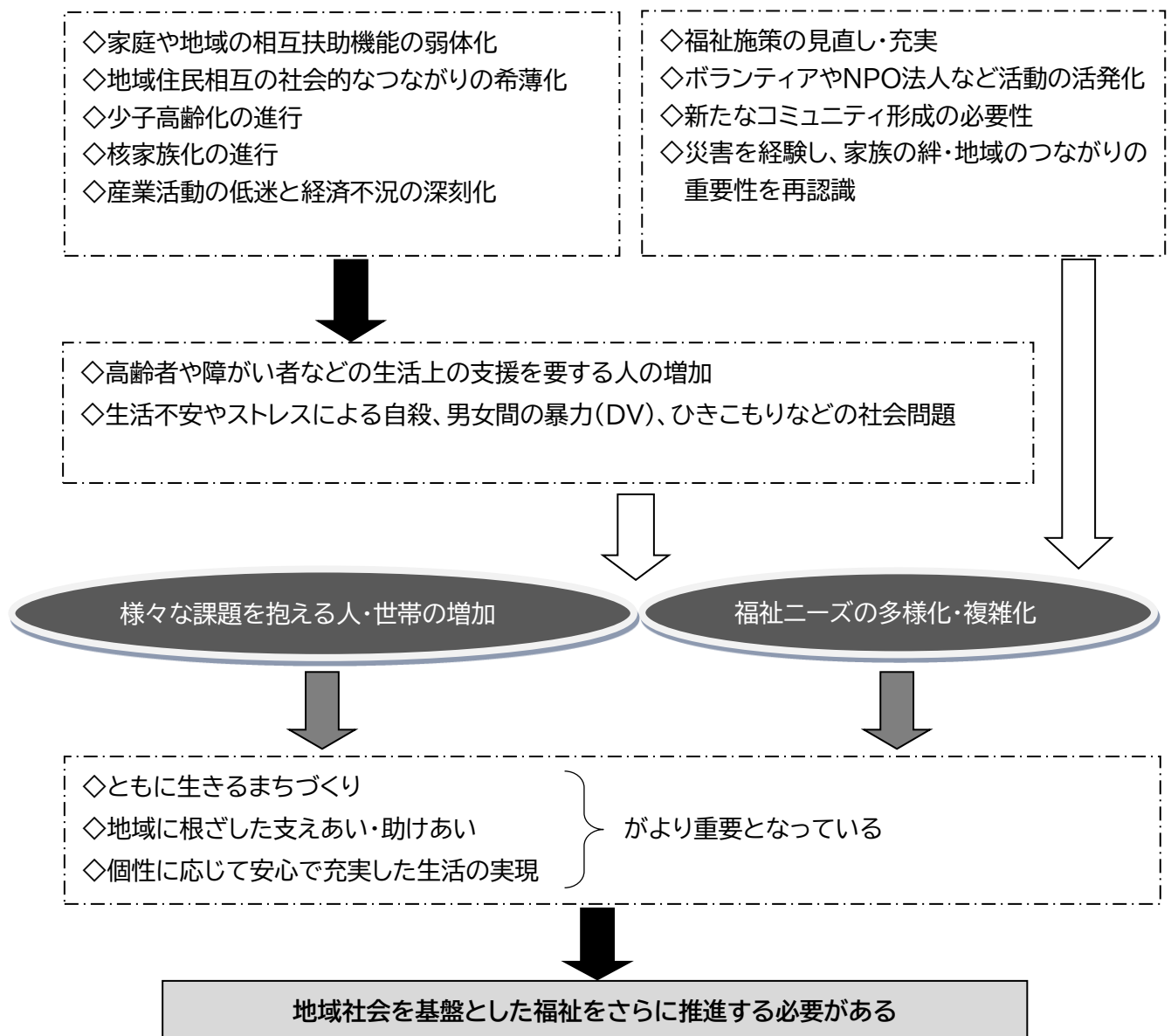
2 地域福祉の推進に向けて

(1)地域福祉とは

「地域福祉」は、「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」といわれます。福祉サービスの対象として高齢者・障がい者・児童というように法律や制度で区分けされる福祉に限らず、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に関わるすべてのものが進めていく地域づくりの取組のことです。

地域の中で人と人とのつながり、助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことであり、社会福祉法において、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

《地域福祉の必要性》



(2)地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

地域福祉計画では、地域での支えあいや助けあいによる福祉に関する取組を示すことになります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助けあうこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互いさまの気持ちで支えあい、助けあうこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。

■地域福祉の向上に向けた4つの助け

自助	個人や家族による支えあい・助けあい。 （個人や最も身近な家族が解決にあたる）
	互助
共助	身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支えあい・助けあい。 （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支えあい、助けあう） 地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支えあい・助けあい。 （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支えあい、助けあう）
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。 （行政でなければできないことは、行政が適切に対応する）

3 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条では、地域福祉計画は地域に存在する様々な課題の解決に向けた取組の方向性や考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるもので、地域福祉推進の基本方向を示す役割を担うものです。また、高齢者福祉や障がい者福祉、子ども・子育て支援など分野別の取組は、地域福祉計画と整合を図りながら事業を展開します。そして、地域に関わる多様な主体（行政・住民・事業者・関係団体等）の活動・取組が、地域福祉計画の考え方や目標を共有し、地域で計画的に進める道標となり、協働の仕組みづくりとなるように進めていくための指針となります。

■社会福祉法(抜粋)

第1条(目的)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条(地域福祉の推進)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の位置付け

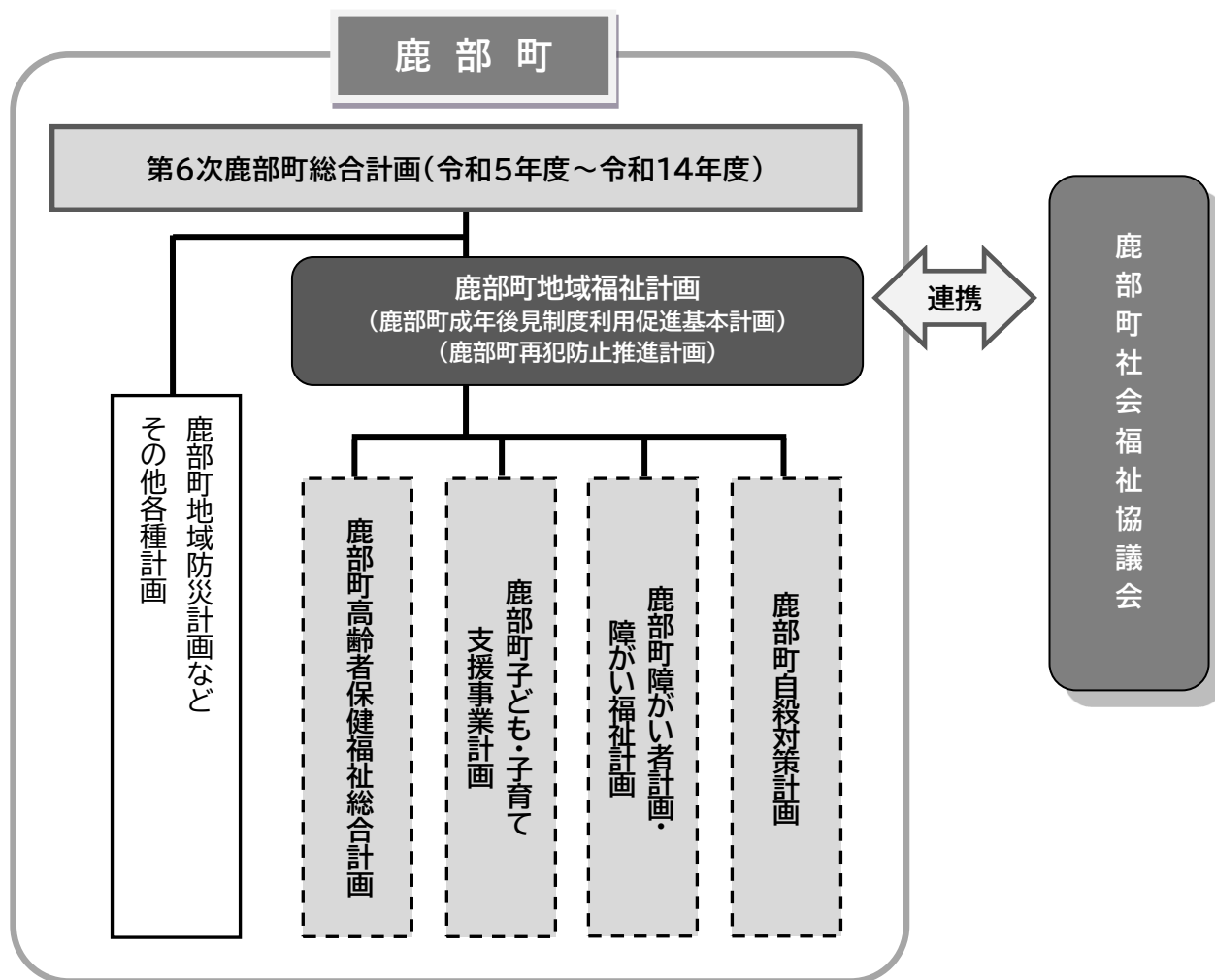
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定し、上位計画である「第6次鹿部町総合計画」をはじめ、保健福祉分野の目指す方向を共有し、各計画の推進方針を明らかにし、その具体的な施策等を定めるものであり、総合計画と分野別計画の中間に位置付けます。さらに、災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「鹿部町地域防災計画」などと連携を図るものです。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進基本計画として位置付け、成年後見制度を必要とする人の早期発見と利用促進を図るための支援体制の整備を推進します。

さらに、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第8条に基づく「鹿部町再犯防止推進計画」を本計画に内包することで、地域共生社会の取り組みとの連携を強化し、総合的かつ継続的な施策の推進を目指します。

なお、本計画の具体的な実施には、鹿部町社会福祉協議会の取組が欠かせないことから、鹿部町社会福祉協議会と連携して各種地域福祉活動に取り組んでいきます。

■計画の位置付け



5 計画期間

この計画は、鹿部町総合計画及び福祉分野の個別計画との整合性を図り、令和8年度から令和12年度までの5年間としています。

また、計画の最終年度である令和12年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

また、社会情勢の大きな変化等によって計画の改訂が必要となった場合は、計画期間の途中でであっても計画の見直しを行います。

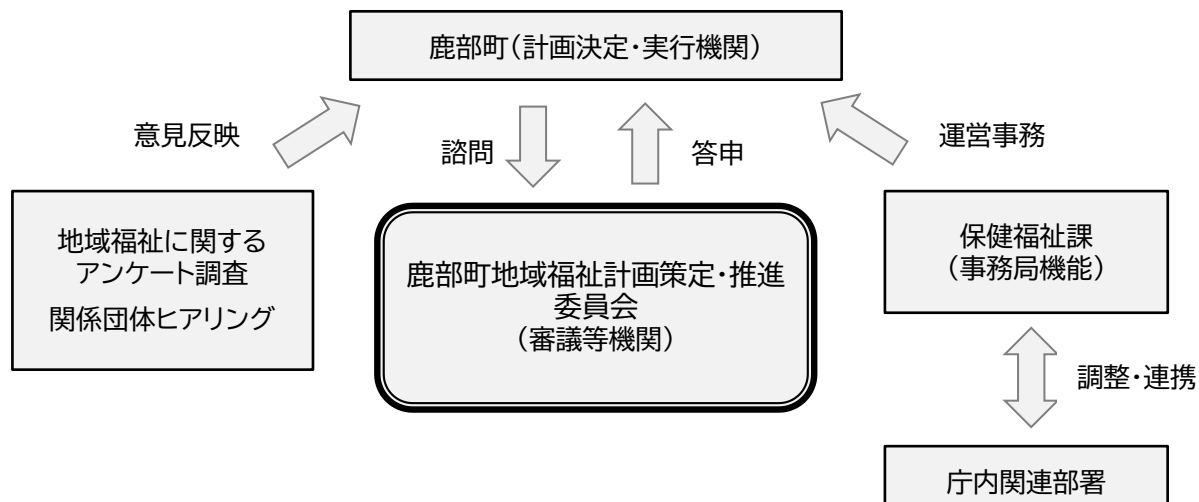
計画	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度
総合計画	第 6 次 令和 5 年度－令和 14 年度								第 7 次 (予定)	
地域福祉計画	第2期 見直し	第 3 期 令和 8 年度－令和 12 年度				見直し	第 4 期 (予定)			
高齢者保健福祉総合 計画・介護保険事業計画	第 9 期		第 10 期 (予定)			第 11 期 (予定)		第 12 期 (予定)		
子ども・子育て支援事業 計画	第 3 期					第 4 期 (予定)				
障がい者計画・ 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第 6 期障がい者計画 第 7 期障がい者福祉計画 第 3 期障がい児福祉計画					第 7 期障がい者計画(予定) 第 8 期障がい者福祉計画(予定) 第 4 期障がい児福祉計画(予定)				
自殺対策計画	第 2 期				第 3 期 (予定)					

6 計画の策定体制

(1)策定体制

策定にあたっては、本計画が地域ぐるみで推進する計画であることから、住民及びその他福祉活動に関わる方で組織された「鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会」を設置し、協議を経て策定しました。

■計画の策定体制



(2)地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、20歳以上の住民1,000人を対象に、地域との関わりや地域活動への参加状況などの実態及び住民の意向を把握するために、「地域福祉に関する住民意識調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

(3)関係団体アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、本町の福祉サービス提供環境の現状と課題を把握するため町内の福祉サービス事業所を対象にアンケート調査を実施し、本計画の施策検討の基礎資料としました。

第2章 地域を取り巻く現状

1 総人口等の状況

(1)人口等の推移

本町の人口は減少を続けており、令和7年の住民基本台帳人口(1月1日現在)は、3,508人となっています。また、世帯数についても減少が続いていましたが、令和4年までで下げ止まり、令和7年は1,857世帯となっています。

1世帯あたりの人員は令和2年の2.07から継続的に減少傾向を示しており、令和7年には1.89となっています。

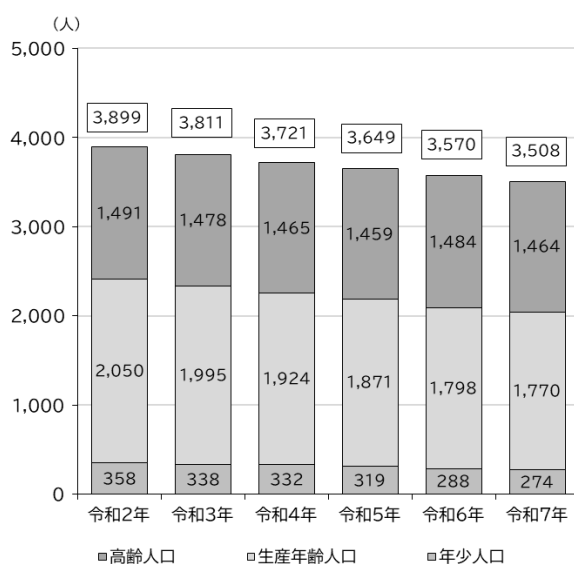
■総人口等の推移(住民基本台帳)

(単位:人・世帯)

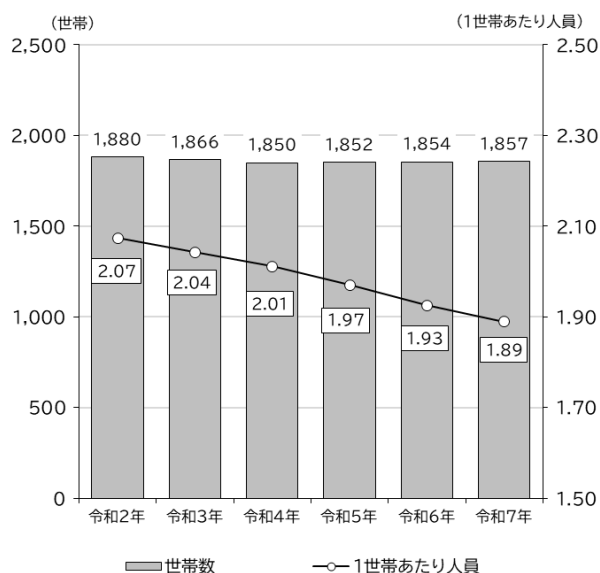
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	3,899	3,811	3,721	3,649	3,570	3,508
世帯数	1,880	1,866	1,850	1,852	1,854	1,857
1世帯あたり人員	2.07	2.04	2.01	1.97	1.93	1.89

[出典] e-stat 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日現在)

■総人口の推移



■世帯数等の推移



(2)人口構成の推移

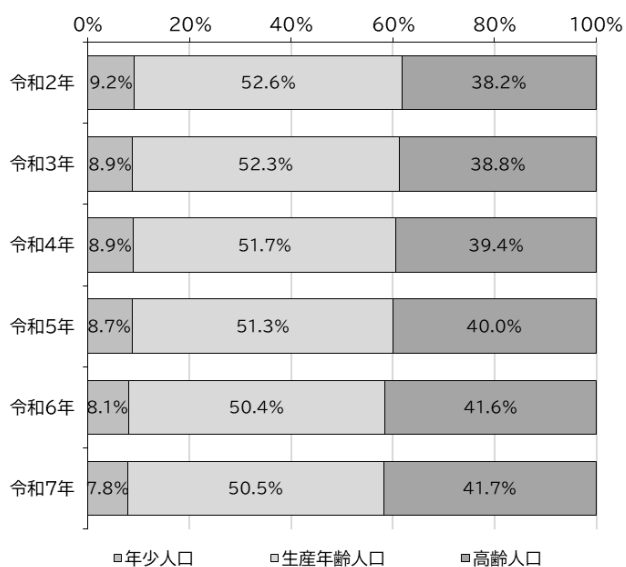
本町の令和7年の住民基本台帳による人口構成比は、年少人口(0～14歳)は7.8%、生産年齢人口(15～64歳)は50.5%、高齢者人口(65歳以上)は41.7%となっており、全国平均や北海道平均と比べると、高齢化率は高く推移しており、生産年齢人口や年少人口の割合が低い状況となっています。

■人口構成の推移

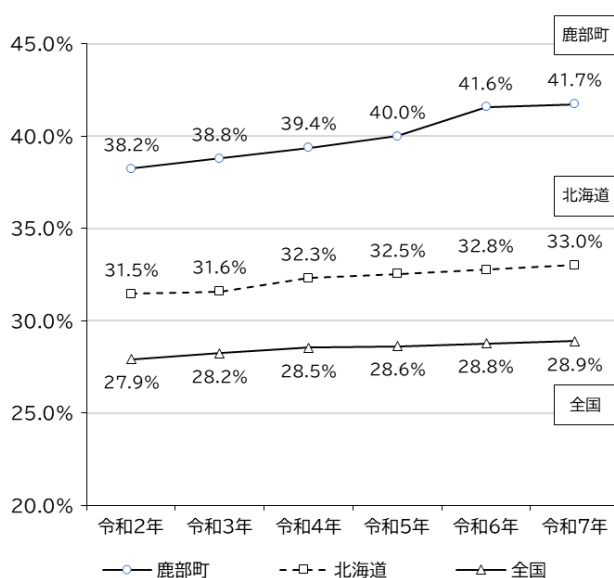
区分		令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)	令和 7年 (2025)	北海道 令和7年 (2025)	全国 令和7年 (2025)
年少人口 (0～14歳)	人	358	338	332	319	288	274		
	%	9.2	8.9	8.9	8.7	8.1	7.8	9.9	11.3
生産年齢人口 (15～64歳)	人	2,050	1,995	1,924	1,871	1,798	1,770		
	%	52.6	52.3	51.7	51.3	50.4	50.5	57.1	59.8
高齢者人口 (65歳以上)	人	1,491	1,478	1,465	1,459	1,484	1,464		
	%	38.2	38.8	39.4	40.0	41.6	41.7	33.0	28.9
総人口	人	3,899	3,811	3,721	3,649	3,570	3,508		
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

[出典] e-stat 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日現在)

■人口構成割合の推移



■高齢化率の比較

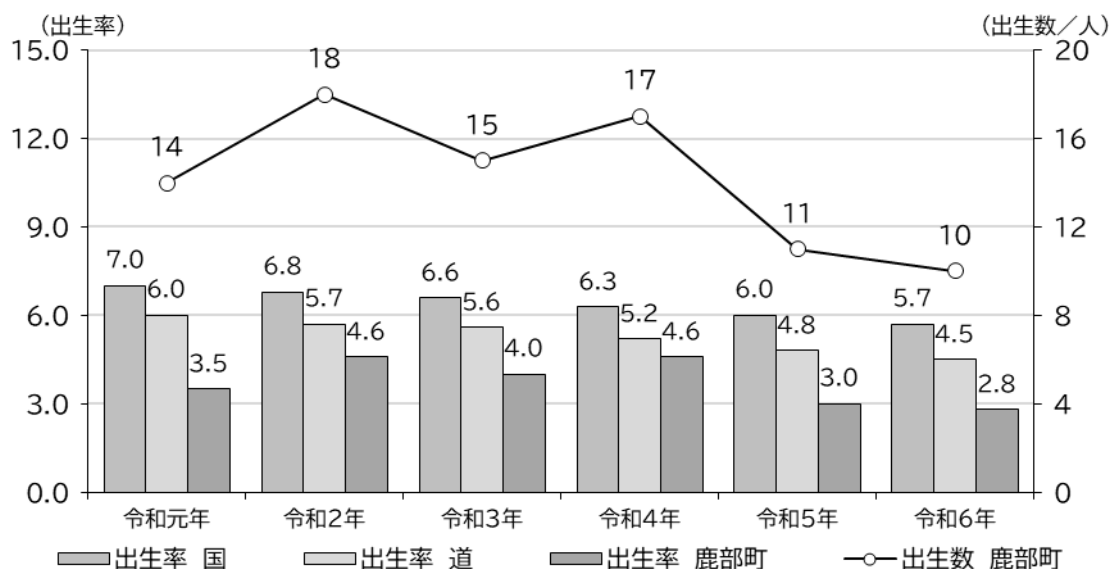


2 子ども・子育ての状況

(1) 出生数と出生率の推移

本町の出生数は令和2年の18人をピークに減少に転じており、令和6年は10人となっています。また、本町の出生率は全国・北海道と比較すると低い状況が続いています。

■出生数と出生率の推移

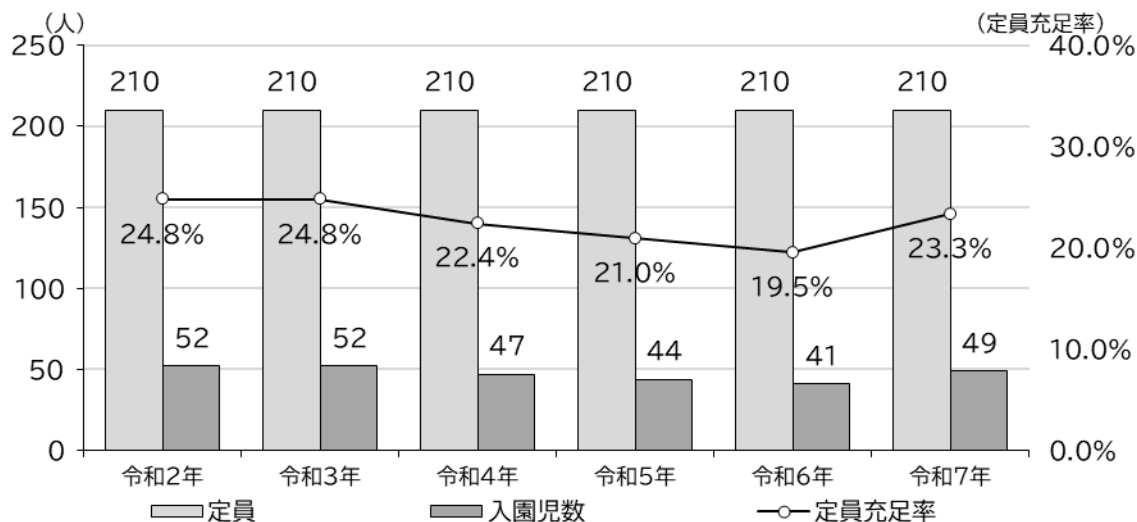


出典：全国及び北海道／人口動態統計、鹿部町／鹿部町保健福祉課

(2) 幼稚園の状況

しかべ幼稚園の入園児数は平成17年度の112人から減少が続いており、令和7年度は49人となっています。入園児数の減少に伴い、定員充足率（定員に対する入園児数の割合）も減少しています。

■園児数と定員充足率の推移



出典：鹿部町保健福祉課（各年4月1日現在）

3 高齢者の状況

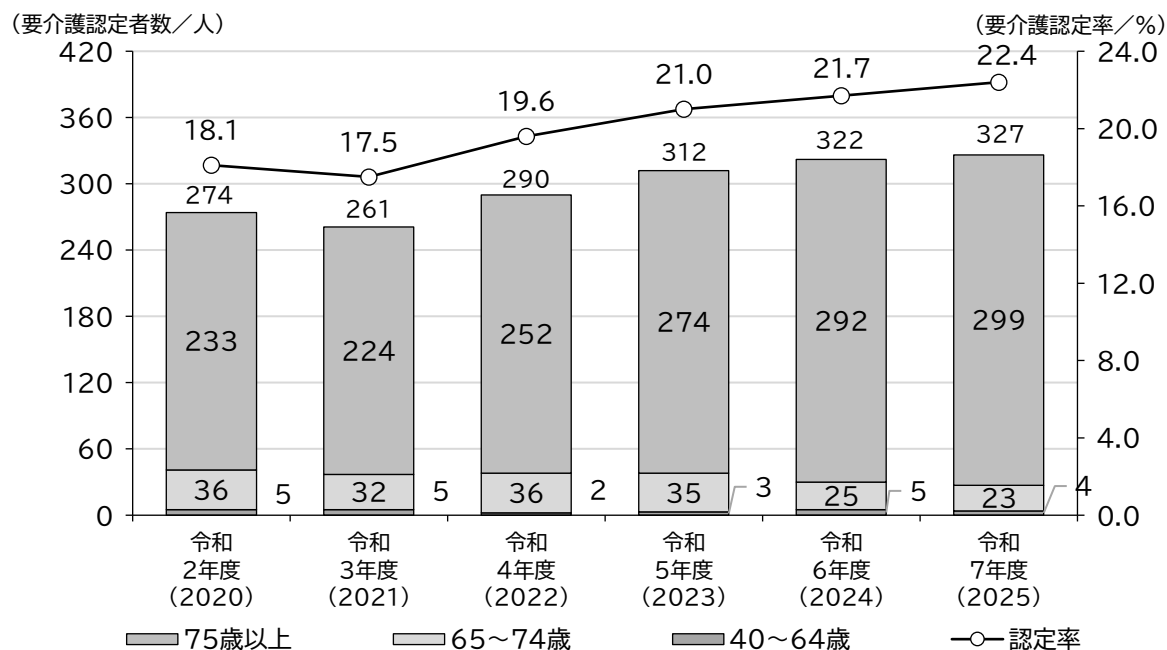
(1) 認定者数の状況

要介護認定者数は令和2年度の274人から増加傾向にあり、令和7年度は327人まで増加しています。要介護認定率も同様に上昇傾向となっており、令和7年度は22.1%となっています。

■認定者等の状況

	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
第1号被保険者数(人)	1,487	1,464	1,466	1,471	1,459	1,455
65～74歳	758	735	714	702	632	599
75歳以上	729	729	752	769	827	856
要介護認定者数(人)	274	261	290	312	322	326
40～64歳	5	5	2	3	5	4
65～74歳	36	32	36	35	25	23
75歳以上	233	224	252	274	292	299
要介護認定率(%)	18.1	17.5	19.6	21.0	21.7	22.4

※要介護認定率は第1号被保険者数のみ対象
出典:介護保険事業状況報告月報(各年9月末現在)



(2)要介護度別認定者数の状況

要介護度別認定者数の推移を構成比でみると、令和2年度から令和7年度にかけて、要介護3から要介護5は横ばい・減少傾向となっています。一方で要支援1から要介護2は増加傾向となっています。

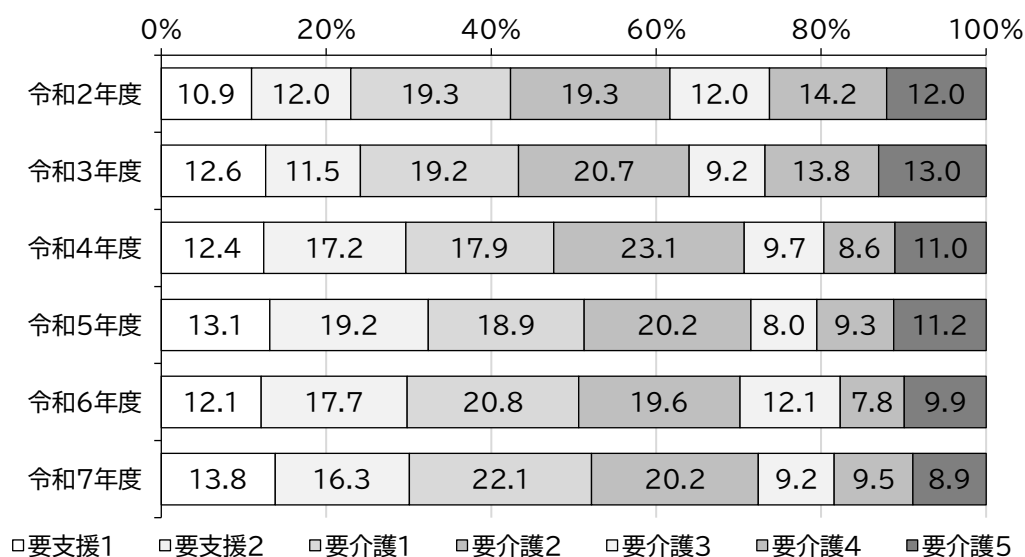
■要介護度別 認定者数の推移

認定者数(人)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
要支援1	30	33	36	41	39	45
要支援2	33	30	50	60	57	53
要介護1	53	50	52	59	67	72
要介護2	53	54	67	63	63	66
要介護3	33	24	28	25	39	30
要介護4	39	36	25	29	25	31
要介護5	33	34	32	35	32	29
合計	274	261	290	312	322	326

構成比(%)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
要支援1	10.9	12.6	12.4	13.1	12.1	13.8
要支援2	12.0	11.5	17.2	19.2	17.7	16.3
要介護1	19.3	19.2	17.9	18.9	20.8	22.1
要介護2	19.3	20.7	23.1	20.2	19.6	20.2
要介護3	12.0	9.2	9.7	8.0	12.1	9.2
要介護4	14.2	13.8	8.6	9.3	7.8	9.5
要介護5	12.0	13.0	11.0	11.2	9.9	8.9

出典:介護保険事業状況報告月報(各年9月末現在)

※構成比の計が100(%)とならない箇所があります。



4 障がい者の状況

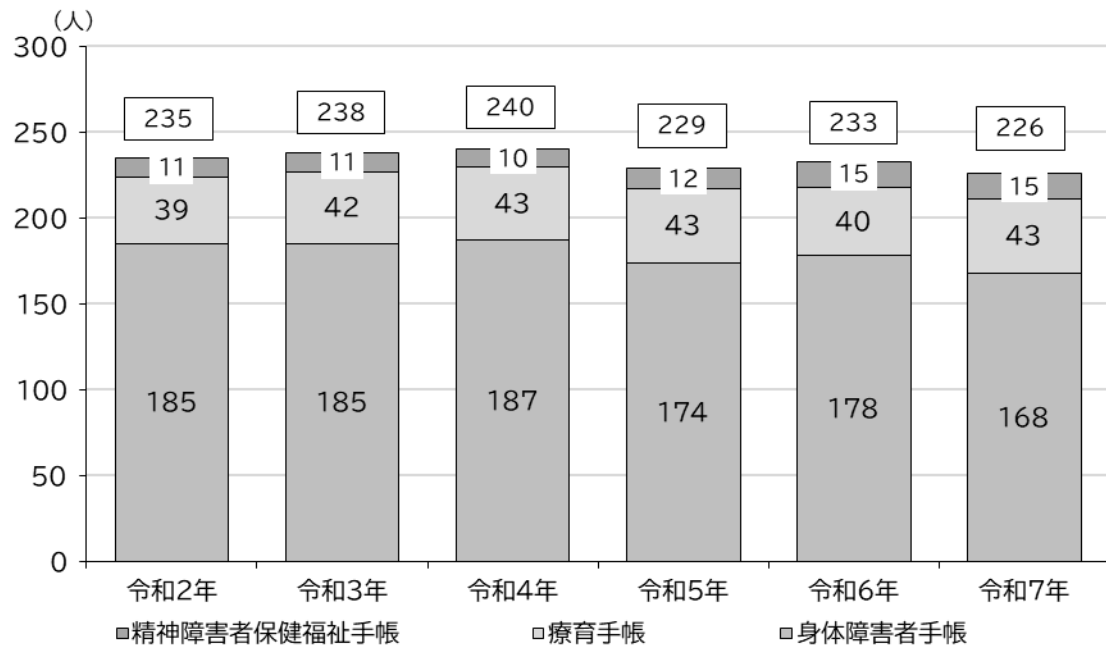
障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年度から減少傾向が続いています。

障がい種類別でみると、全体の約8割を占める身体障害者手帳所持者はおおむね減少していますが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
身体障害者手帳	185	185	187	174	178	168
療育手帳	39	42	43	43	40	43
精神障害者保健福祉手帳	11	11	10	12	15	15
合計	235	238	240	229	233	226

出典：鹿部町保健福祉課（各年4月1日現在）



5 地域別の状況

地域別に人口等の状況をみると、「本別地域」と「大岩地域」はともに高齢化率が50%を超えており、特に高齢化が進んでいます。高齢者世帯の割合についても、両地域ともに70%を超えている状況です。

一方、「宮浜地域」は高齢化率が32.0%と低く、年少人口及び生産年齢人口の割合が他の地区と比べて高くなっています。

■地域別の状況(令和7年4月1日現在)

	大岩地域		鹿部地域		宮浜地域		本別・駒見地域		町全体	
	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%
住民基本台帳人口(人)	116		588		1,495		1,286		3,485	
年少人口	5	4.3	46	7.8	148	9.9	73	5.7	272	7.8
生産年齢人口	51	44.0	295	50.2	868	58.1	534	41.5	1,748	50.2
高齢者人口	60	51.7	247	42.0	479	32.0	679	52.8	1,465	42.0
世帯数(戸)	56		360		789		649		1,854	
高齢者世帯(戸)	41	73.2	195	54.2	349	44.2	455	70.1	1,040	56.1
高齢者独居世帯	13	23.2	123	34.2	150	19.0	159	24.5	445	24.0
高齢者夫婦世帯	10	17.9	34	9.4	92	11.7	180	27.7	316	17.0
その他高齢者のいる世帯	18	32.1	38	10.6	107	13.6	116	17.9	279	15.0
園児・児童・生徒数(人)	5		42		134		72		253	
中学生	2	40.0	14	33.3	47	35.1	23	31.9	86	34.0
小学生	2	40.0	16	38.1	54	40.3	32	44.4	104	41.1
幼稚園	1	20.0	9	21.4	25	18.7	14	19.4	49	19.4
その他の児童	0	0.0	3	7.1	8	6.0	3	4.2	14	5.5
外国人登録者数	0	0.0	53	9.0	114	7.6	18	1.4	185	5.3

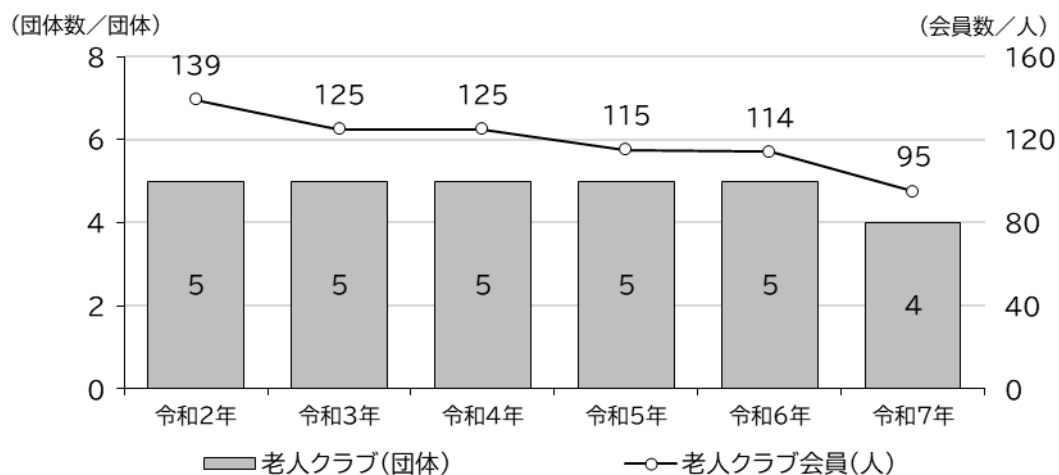
出典:鹿部町保健福祉課(各年4月1日現在)

6 地域活動団体等の状況

(1) 老人クラブの状況

老人クラブの状況について、クラブ数は令和6年までは5団体が活動していましたが、令和7年に4団体に減少しています。老人クラブの会員数は、令和2年以降減少が続いています。

■老人クラブ団体・会員数の推移

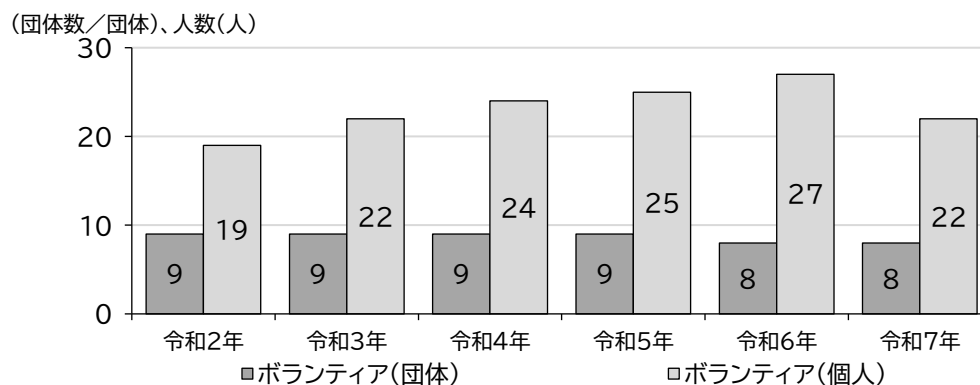


(2) ボランティアの状況

町内のボランティア団体数は、令和6年に9団体から8団体へと減少しています。

個人ボランティアは令和2年の19人から令和6年の27人へと増加していましたが、令和7年は22人と減少に転じています。

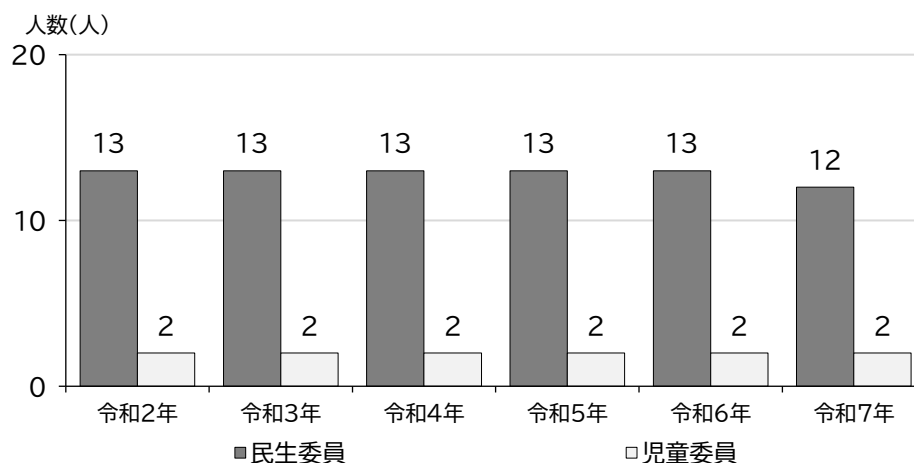
■ボランティア数の推移



(3) 民生委員・児童委員の状況

民生委員の人数は、令和6年度まで13人を維持していましたが、令和7年は12人に減少しています。
児童委員は2人を維持している状況です。

■ 民生委員・児童委員数の推移



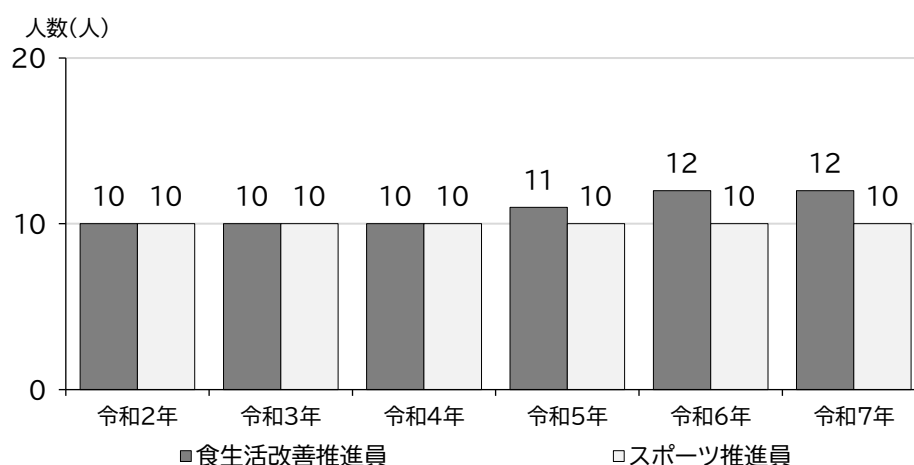
出典: 鹿部町保健福祉課(各年4月1日現在)

(4) 食生活改善推進員・スポーツ推進委員の状況

食生活改善推進員の人数は令和2年から令和4年まで10人でしたが、令和5年は11人、令和6年以降は12人へと増えています。

また、スポーツ推進委員は10人を維持している状況です。

■ 食生活改善推進員・スポーツ推進委員数の推移



出典: 鹿部町保健福祉課(各年4月1日現在)

7 町民アンケート調査結果

(1)アンケート調査の概要

第3期鹿部町地域福祉計画策定にあたって、住民の地域福祉活動の状況や支援ニーズを把握し、町として進めていくべき施策の基礎調査とするため、アンケート調査を実施しました。

＜調査方法＞

対象者	20 歳以上の町民
抽出方法	無作為抽出
調査時期	令和 7 年 9 月～10 月
調査方法	郵送による配布・回収 インターネット回答フォームで回答受付

＜配布数・回収率＞

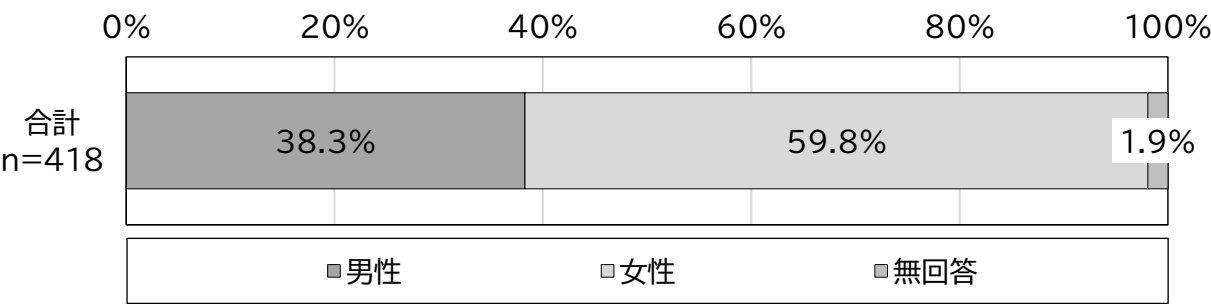
配布数(票)	有効回収数(票)	有効回収率(%)
1,000	418	41.8

(2)アンケートの集計結果

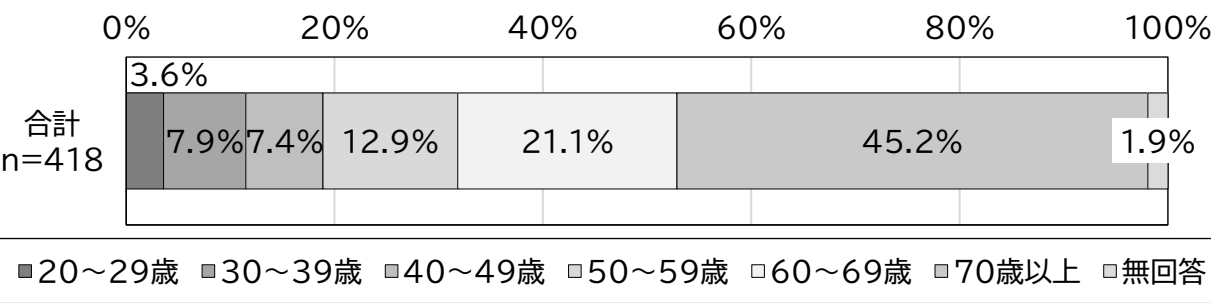
①調査対象者の属性

調査対象者の性別は、男性が 38.3%、女性が 59.8%となっています。年齢は「70 歳以上」が 45.2%で最も多く、次いで「60 歳代」の 21.1%、「50 歳代」の 12.9%と続いています。

＜調査対象者の性別＞



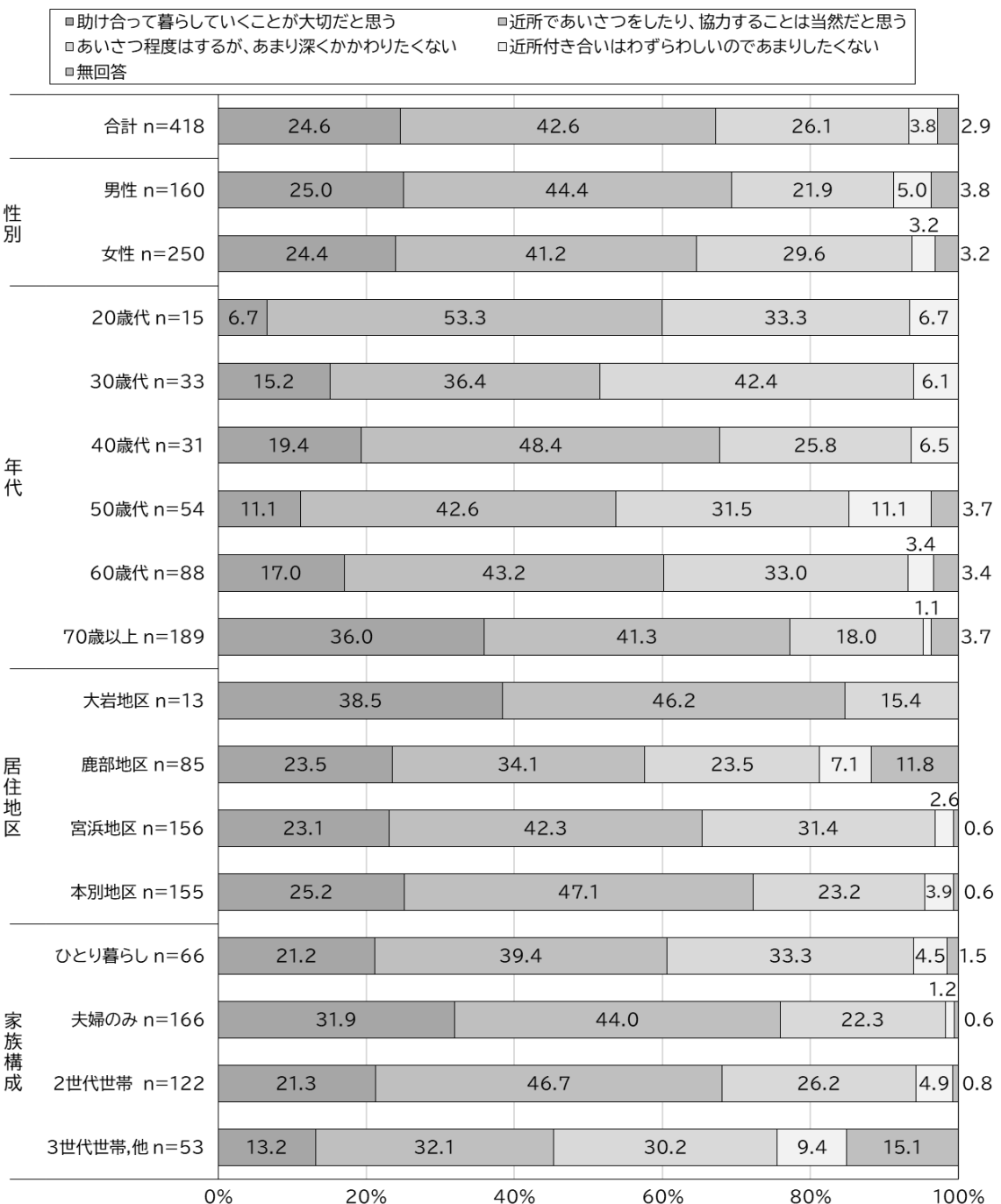
＜調査対象者の年齢＞



②近所付き合いの考え方

全体では、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」が42.6%と最も多く、日常的な基本的交流を重視する人が多いことがうかがえます。また、「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」と回答した人も24.6%おり、相互扶助の考え方を重視する層も一定数存在します。一方で、「あいさつ程度はするが、あまり深くかわりたくない」26.1%や、「近所付き合いはわずらわしいのであまりしたくない」3.8%でした。

年齢階級別でみると、年代が上の世代ほど「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」や「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」と回答した割合が高くなっています。男女別でも大きな差異はみられませんでした。

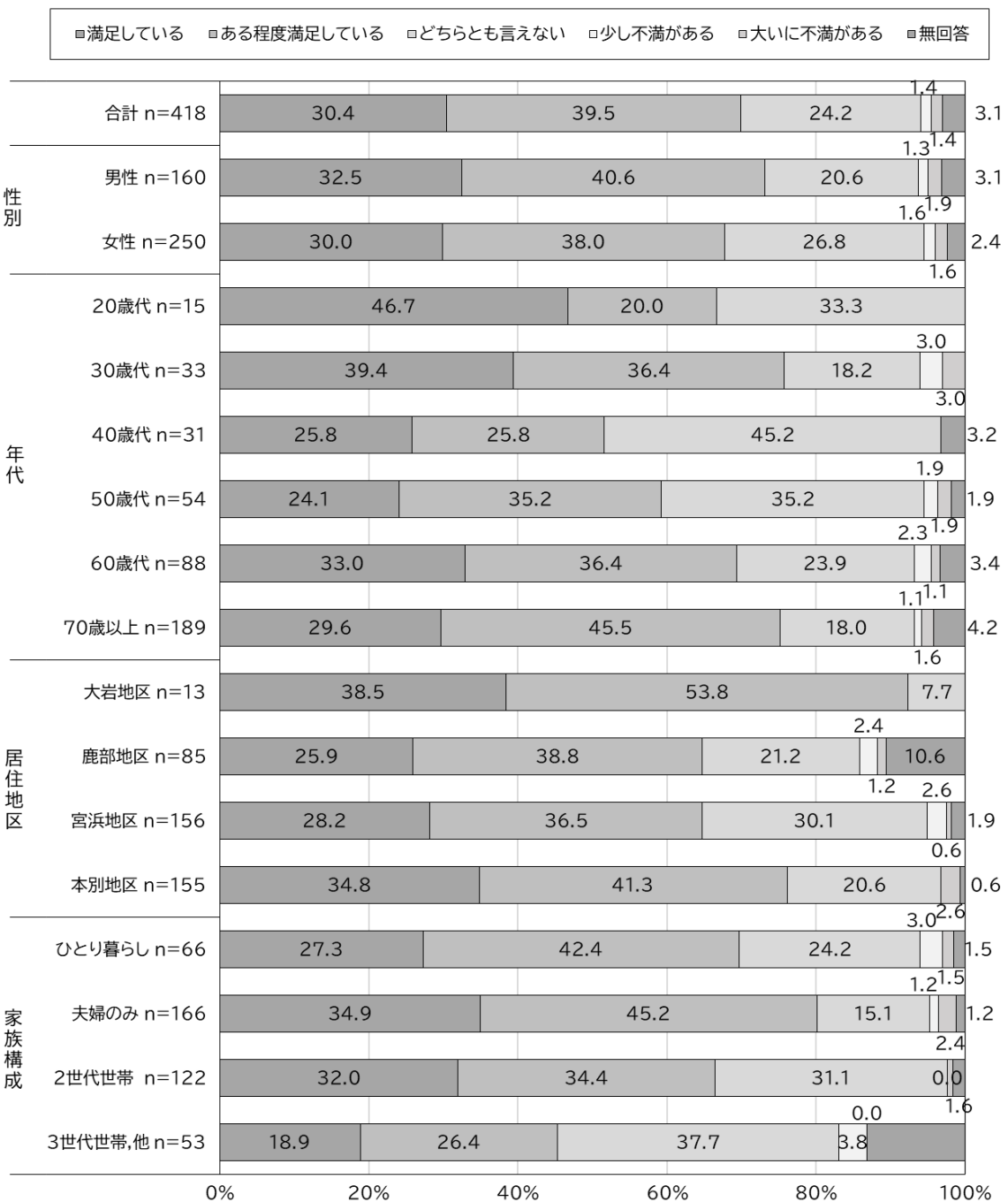


③近所付き合いの満足度

現在の近所付き合いへの満足度について、「満足している」30.4%と「ある程度満足している」39.5%を合わせると、全体の約 7 割が肯定的に捉えていることが分かります。

「満足している」、「ある程度満足している」の合計を年齢階級別にみると、最も高い 70 歳以上 75.1%に対して、最も低い 40 歳代は 51.6%と 23.5 ポイントの差が見られます。男女別でも大きな差異はみられませんでした。

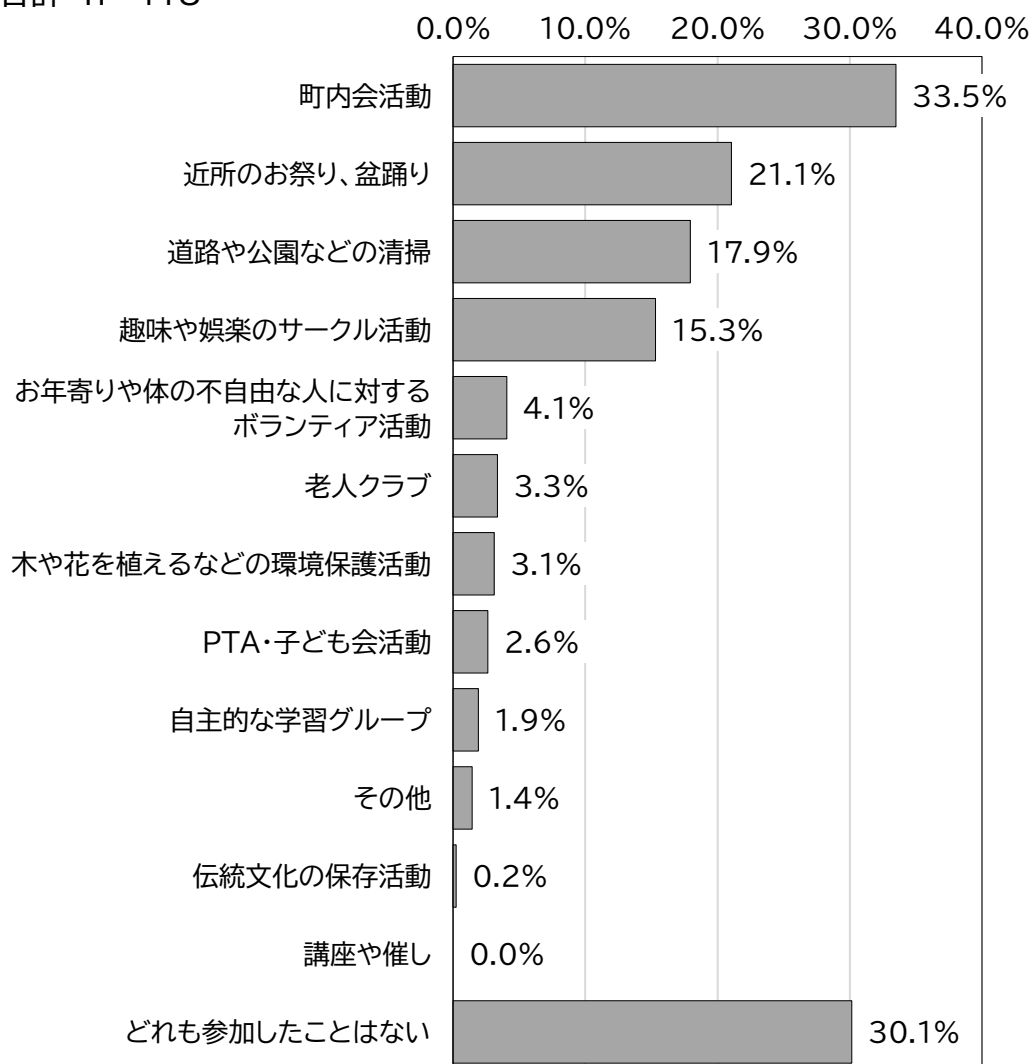
「満足している」「ある程度満足している」の合計を居住地域別でみると、大岩地区は 92.3%、本別地区は 76.1%と高くなっていますが、鹿部地区と宮浜地区はともに 64.7%とやや少なくなっています。



④最近1年間の地域の行事や催しへの参加状況

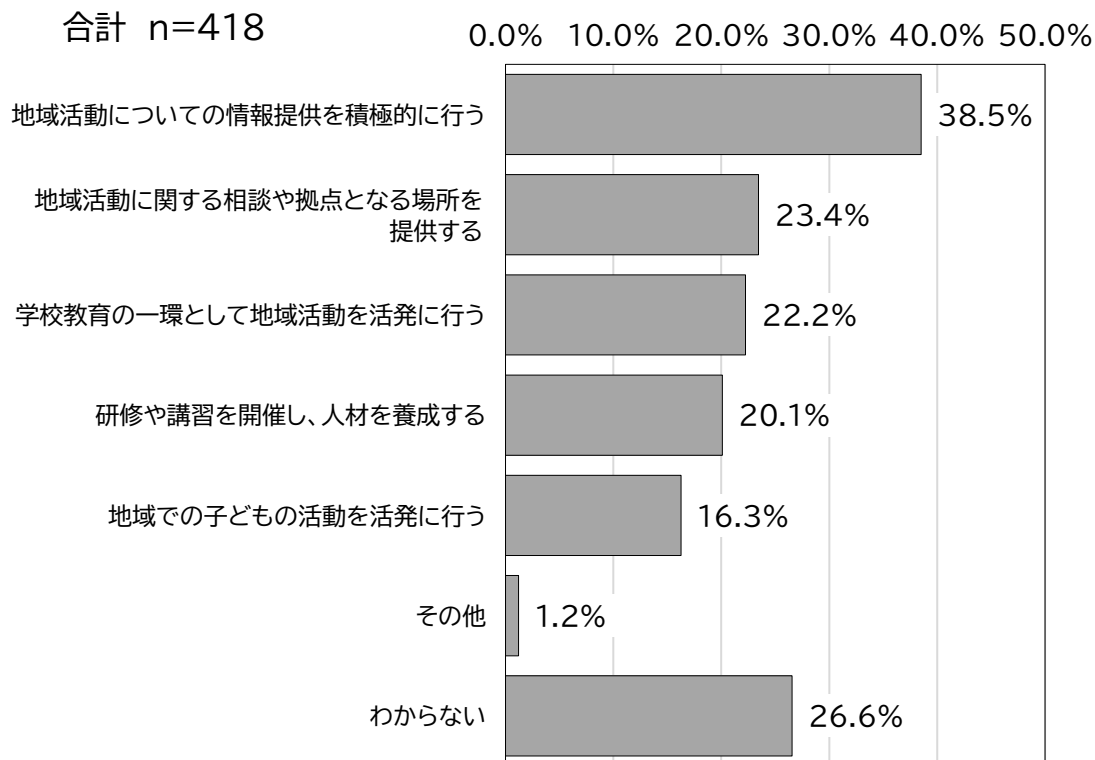
地域の行事や催しへの参加状況を見ると、「町内会活動」が 33.5%と最も多く、地域の基礎的な活動への参加が一定程度確保されていることが分かります。また、「近所のお祭り、盆踊り」が 21.1%、「道路や公園などの清掃」が 17.9%、「趣味や娯楽のサークル活動」が 15.3%と、身近な活動や参加しやすいイベントには一定の参加が見られます。

合計 n=418



⑤地域活動を活発にしていくために必要なこと

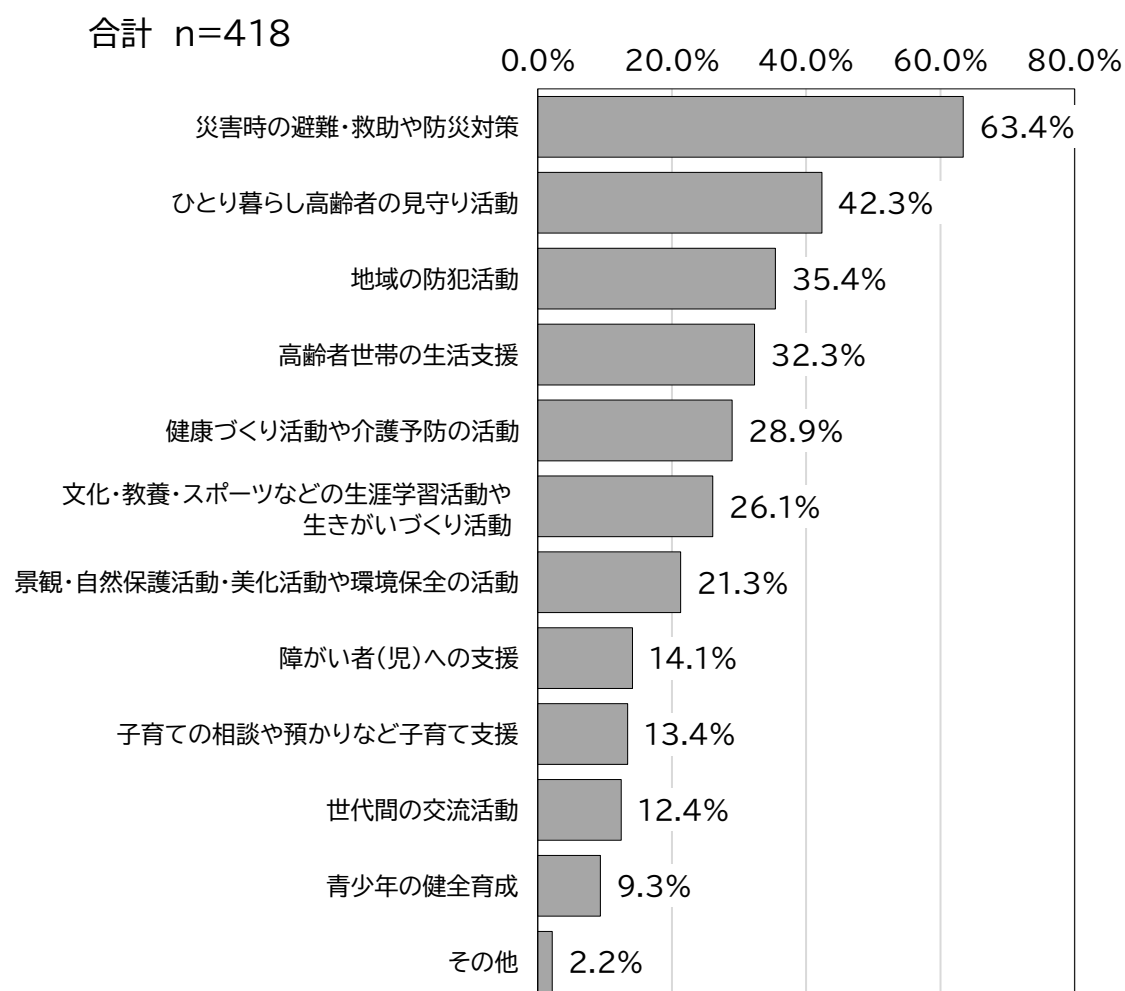
地域活動を活発化させるために必要なことについて、最も多かった回答は「地域活動についての情報提供を積極的に行う」38.5%で、次いで「地域活動に関する相談や拠点となる場所を提供する」23.4%、「学校教育の一環として地域活動を活発に行う」22.2%と続いています。地域活動に関する情報提供や、活動の場や環境の整備が求められています。一方で、「わからない」と答えた人が26.6%で、全体の約4分の1を占めています。



⑥地域で協力して行った方がいいと思うこと

地域で協力して行うべきこととして最も多くの回答者が挙げたのは、「災害時の避難・救助や防災対策」63.4%で、防災意識の高さと地域での協力の重要性が伺えます。次いで、「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」42.3%や「地域の防犯活動」35.4%が高く、安心・安全な生活環境の確保への関心も強いことがわかります。

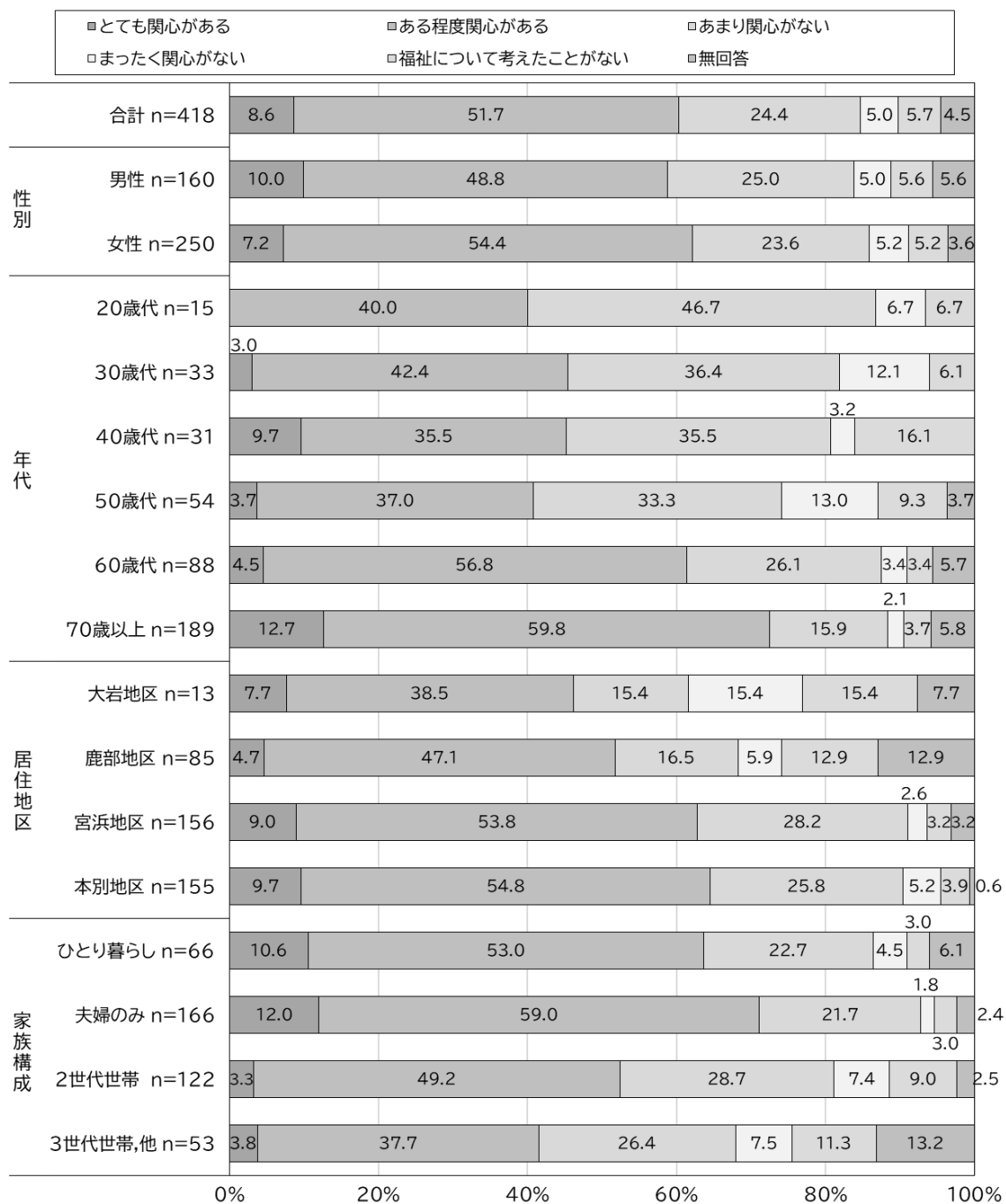
また、「健康づくり活動や介護予防の活動」28.9%や「文化・教養・スポーツなどの生涯学習活動や生きがいづくり活動」26.1%も一定の支持があり、日常生活や生きがいの向上に関わる活動への期待も見られます。全体として、防災・安全・見守りなど生活の基盤となる活動への協力意識が特に高い傾向を示しています。



⑦地域福祉への関心度

「とても関心がある」の 8.6%と「ある程度関心がある」の 51.7%を合わせた、約 6 割の方が地域福祉に対して何らかの関心を持っていることがわかります。一方で、「あまり関心がない」の 24.4%、「まったく関心がない」の 5.0%、「福祉について考えたことがない」の 5.7%を合わせると 35.1%となり、全体の約 3 分の 1 を占めています。

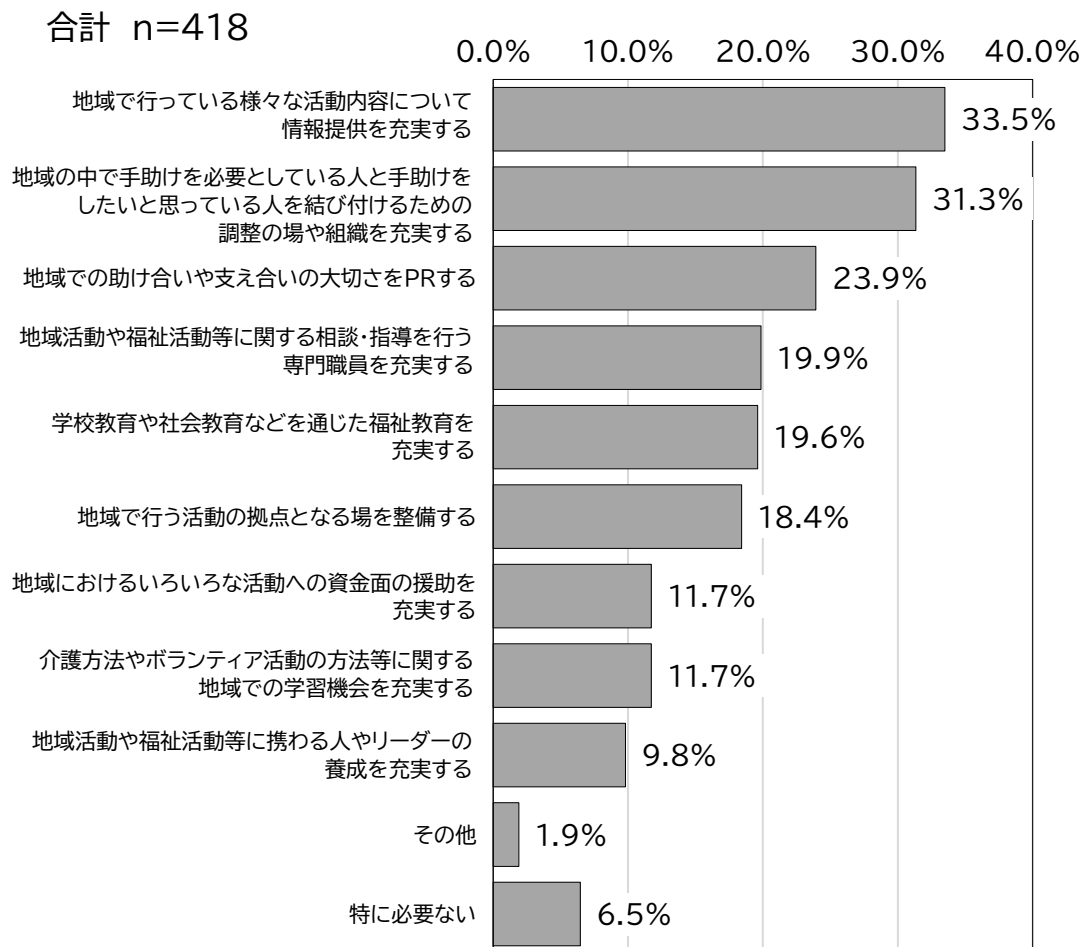
年齢階級別に「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計をみると、70 歳以上の 72.5%や 60 歳代の 61.4%で他の年齢階級と比べて高い割合となっています。男女別でも大きな差異はみられませんでした。



⑧地域での助けあいの輪を広げるために重要なこと

最も多かったのは「地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する」で33.5%、次いで「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付けるための調整の場や組織を充実する」が31.3%、「地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする」が23.9%でした。

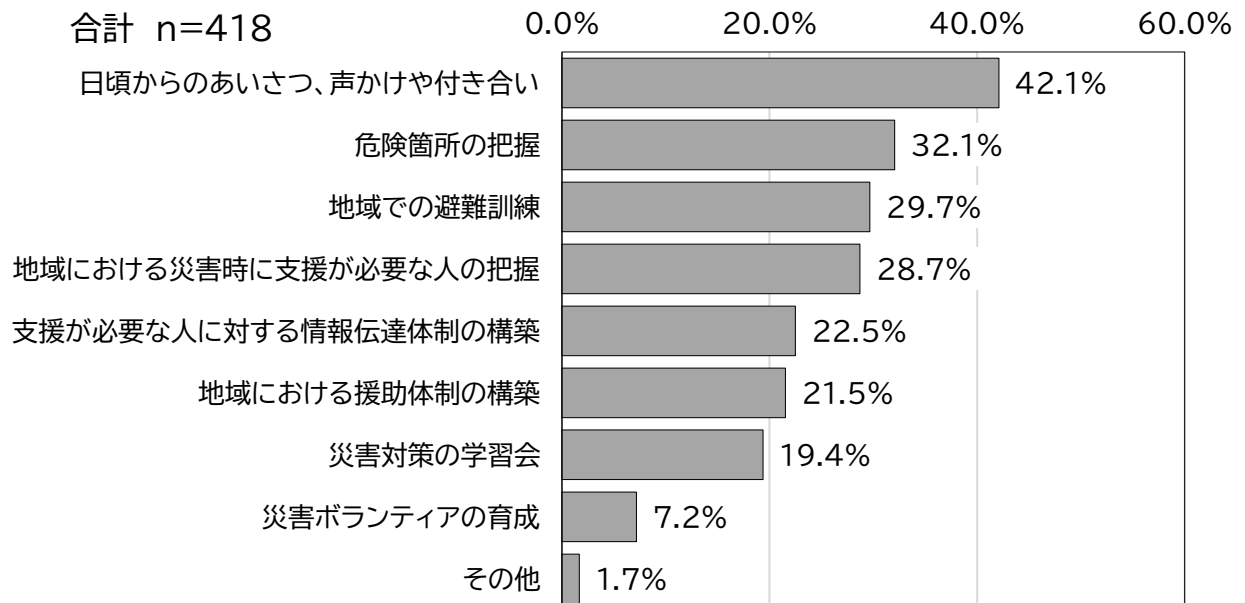
情報の提供や調整の仕組みづくりを通じて、地域での助け合い活動の参加や連携を促進することが重要だと考えている方が多く、町としては情報発信や調整組織の整備、広報活動が優先課題であることが示されています。



⑨地域における災害時の備えとして重要なこと

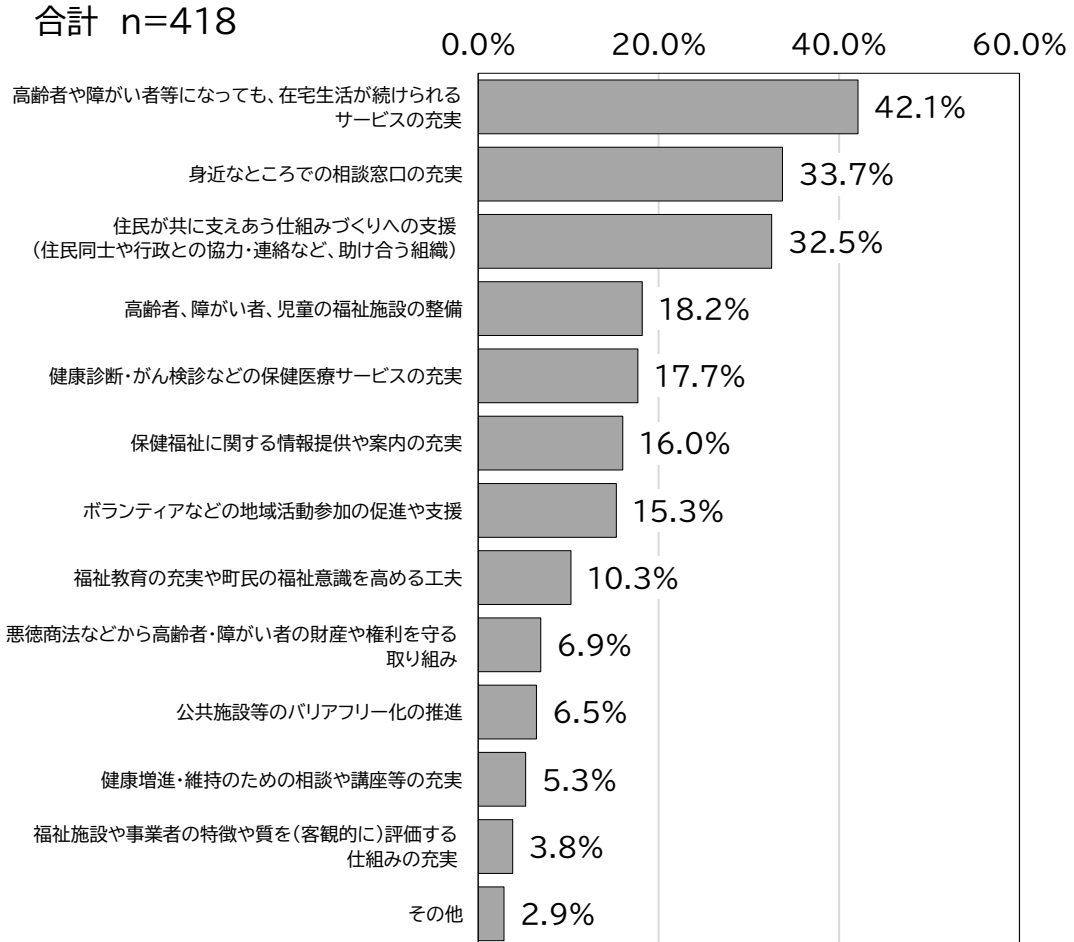
最も多かったのは「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」で 42.1%でした。次いで「危険箇所の把握」が 32.1%、「地域での避難訓練」が 29.7%、「地域における災害時に支援が必要な人の把握」が 28.7%となっています。

これらの結果から、災害時の地域の助け合いにおいては、日常的な人間関係の構築を基盤としつつ、地域の安全に関する情報共有や避難行動の確認、さらには支援が必要な人を平常時から把握しておくことが重要であると認識されていることが分かります。



⑩地域福祉の充実のために町が積極的に取り組むべきこと

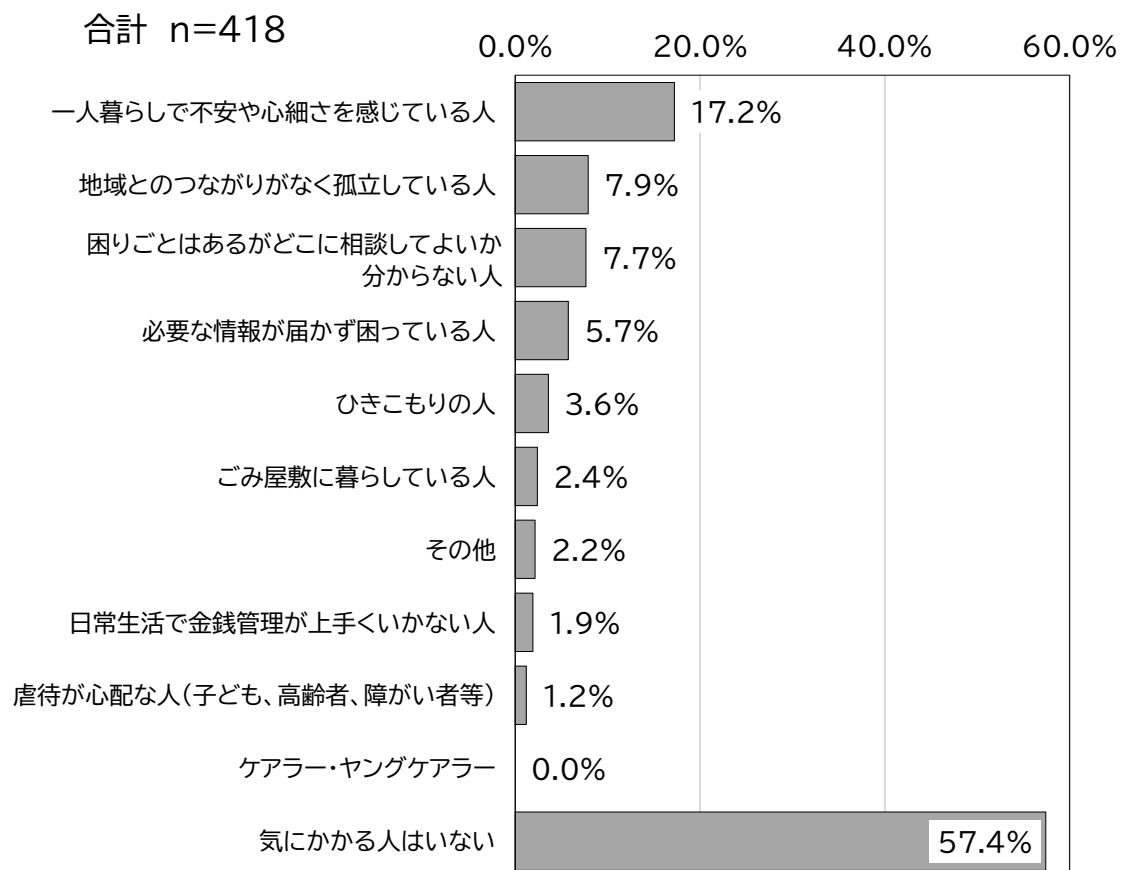
「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が 42.1%で最も多く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」の 33.7%、「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援(住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織)」の 32.5%と続いています。



⑪支援が必要そうな人

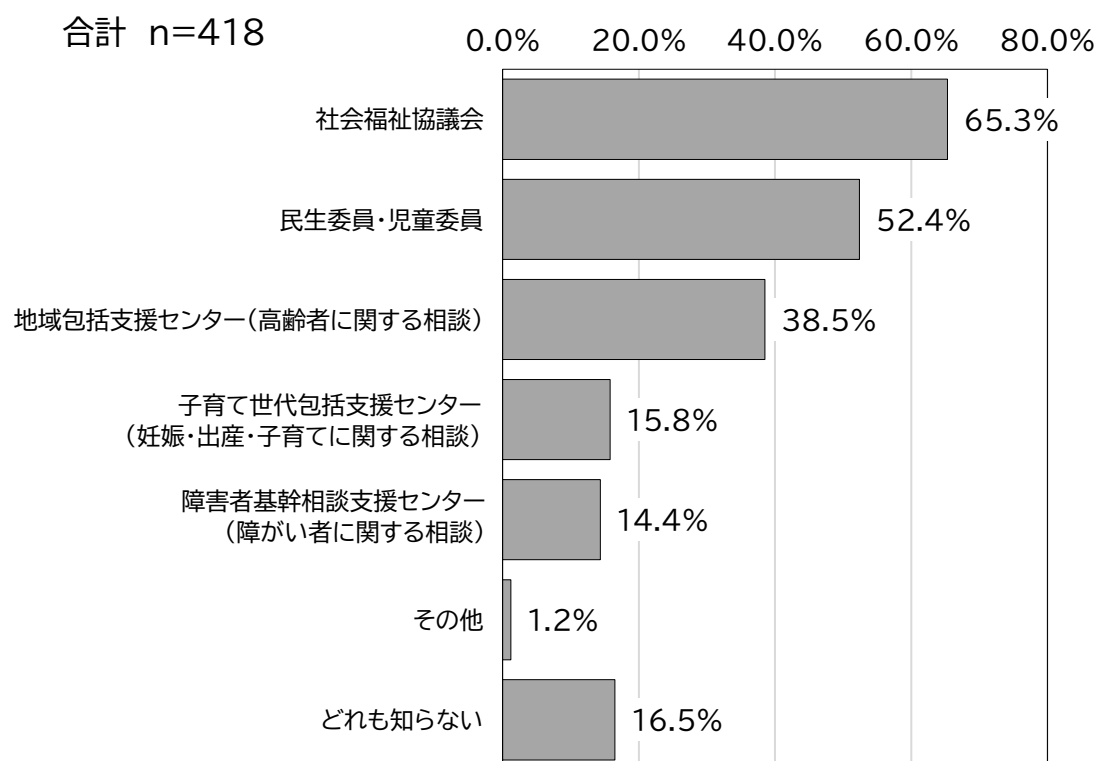
この設問の主旨は、地域における支援が必要な人の存在状況や、住民がどの程度そのような人に気づいているかを把握することです。目的は、地域の孤立や困りごとの把握を通じて、支援の優先度や地域連携の必要性を明らかにすることにあります。

回答を見ると、57.4%の方は「気にかかる人はいない」としており、「地域で支援が必要と思われる人がいる」と答えた方は全体の約4割でした。支援が必要そうな人としては、「一人暮らしで不安や心細さを感じている人」が17.2%で最も多く、次いで「地域とのつながりがなく孤立している人」7.9%、「困りごとはあるがどこに相談してよいかわからない人」7.7%と続いています。



⑫相談窓口・組織の認知度

相談窓口・組織の認知度について、「社会福祉協議会」を認知している割合が 65.3%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員」52.4%、「地域包括支援センター」38.5%、「子育て世代包括支援センター」15.8%、「障害者基幹相談支援センター」14.4%と続いています。「どれも知らない」と回答した割合は 16.5%でした。



8 関係団体アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

第3期鹿部町地域福祉計画策定にあたって、関係団体の現状と課題を把握し、今後町として進めていくべき施策の基礎調査とするため、アンケート調査を実施しました。

＜調査方法＞

対象団体	町内の福祉サービスをご提供いただいている事業所
調査時期	令和7年10月～令和8年1月
調査方法	郵送法(郵送による配布・回収)

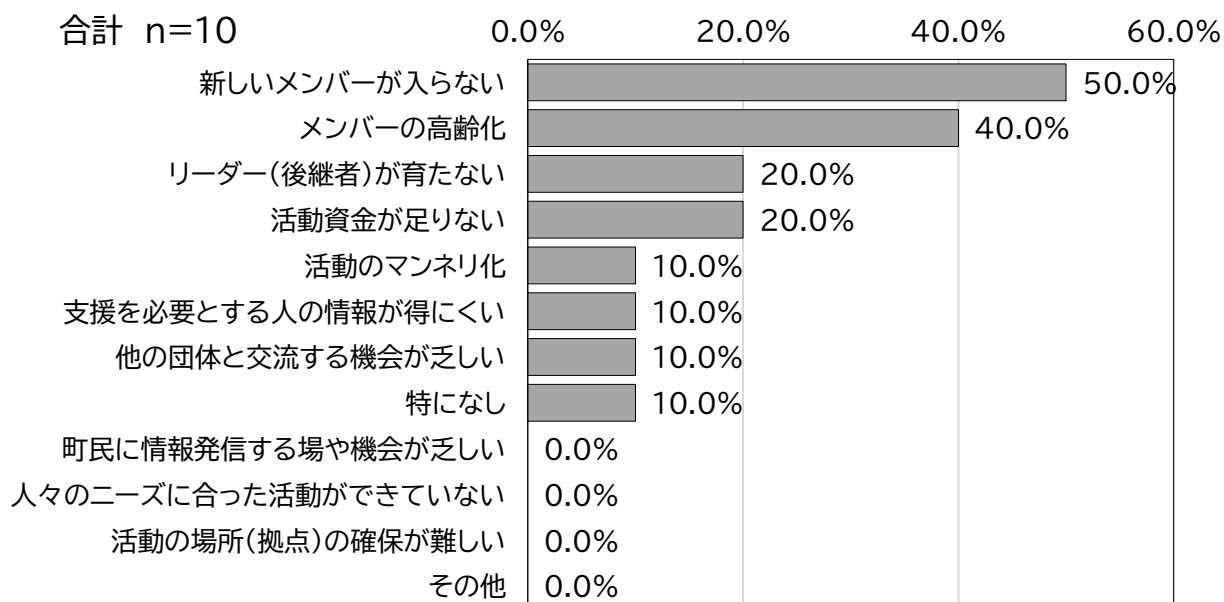
＜配布数・回収率＞

配布数(票)	有効回収数(票)	有効回収率(%)
10	10	100.0

(2) アンケートの集計結果

①活動を行う上での困りごと【複数回答】

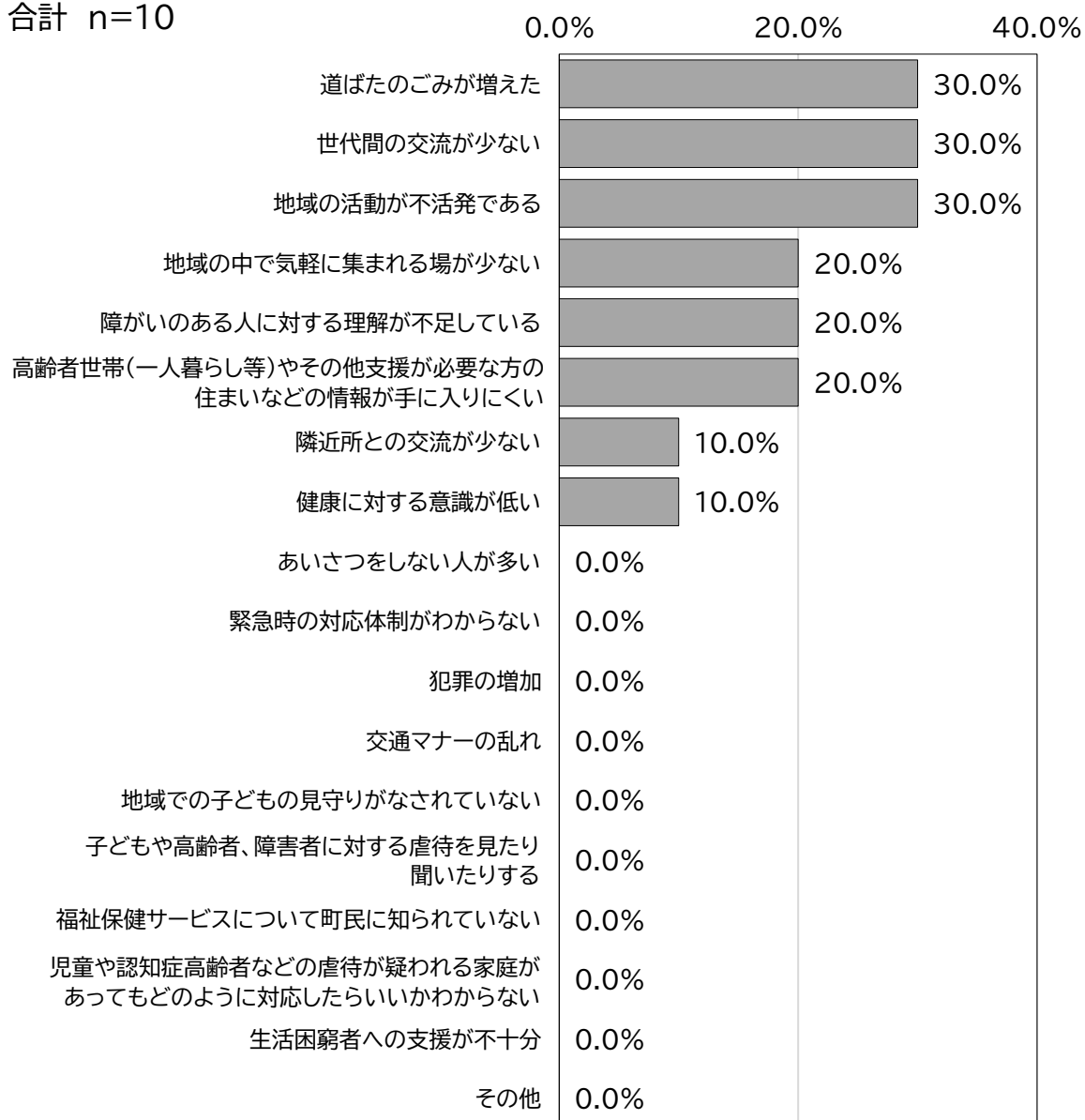
「新しいメンバーが入らない」が50.0%で最も多く、次いで「メンバーの高齢化」が40.0%、「リーダー(後継者)が育たない」と「活動資金が足りない」がともに20.0%で続いています。



②地域の問題点や課題【複数回答】

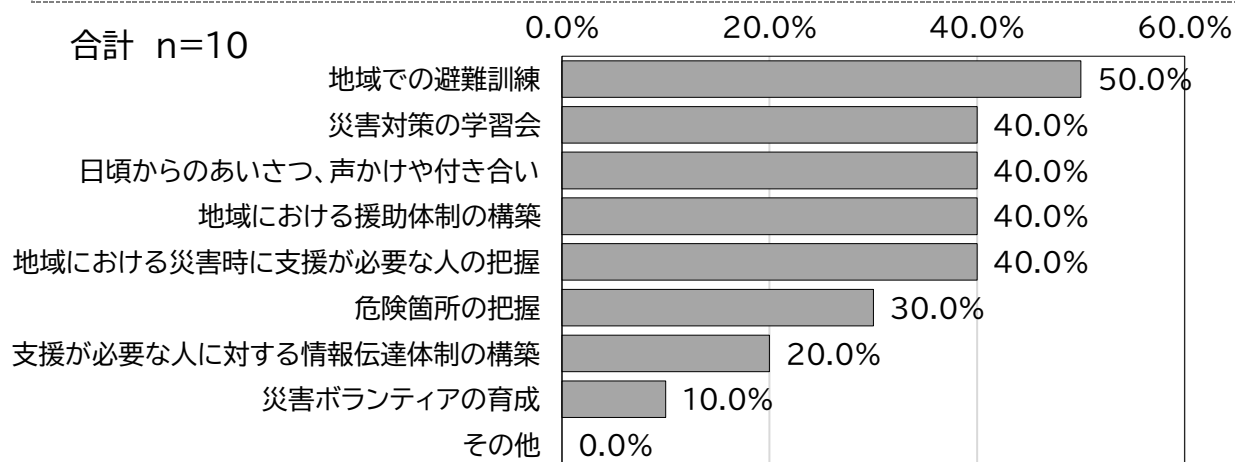
「道ばたのごみが増えた」「世代間の交流が少ない」「地域の活動が不活発である」がともに30.0%で最も多く、次いで「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」「障がいのある人に対する理解が不足している」「高齢者世帯(一人暮らし等)やその他支援が必要な方の住まいなどの情報が手に入りにくい」がともに20.0%で続いています。

合計 n=10



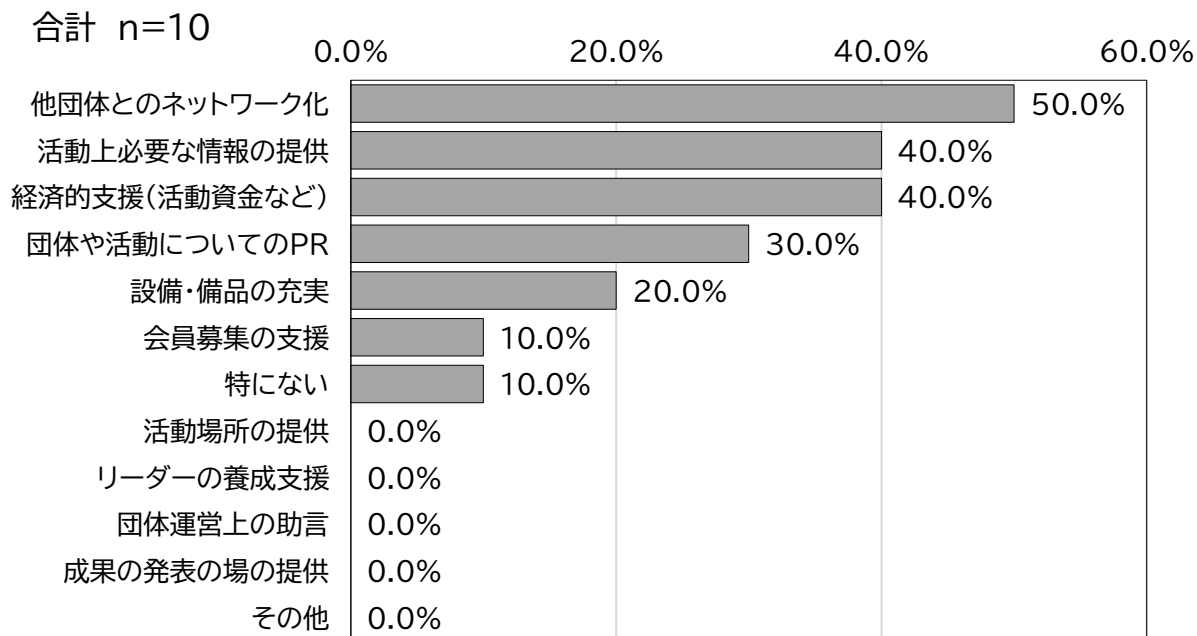
③災害時の備えとして重要なこと【複数回答】

「地域での避難訓練」が 50.0%で最も多く、次いで「災害対策の学習会」「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」「地域における援助体制の構築」「地域における災害時に支援が必要な人の把握」がそれぞれ 40.0%で続いています。



④活動をしていく上で役場に望むこと【複数回答】

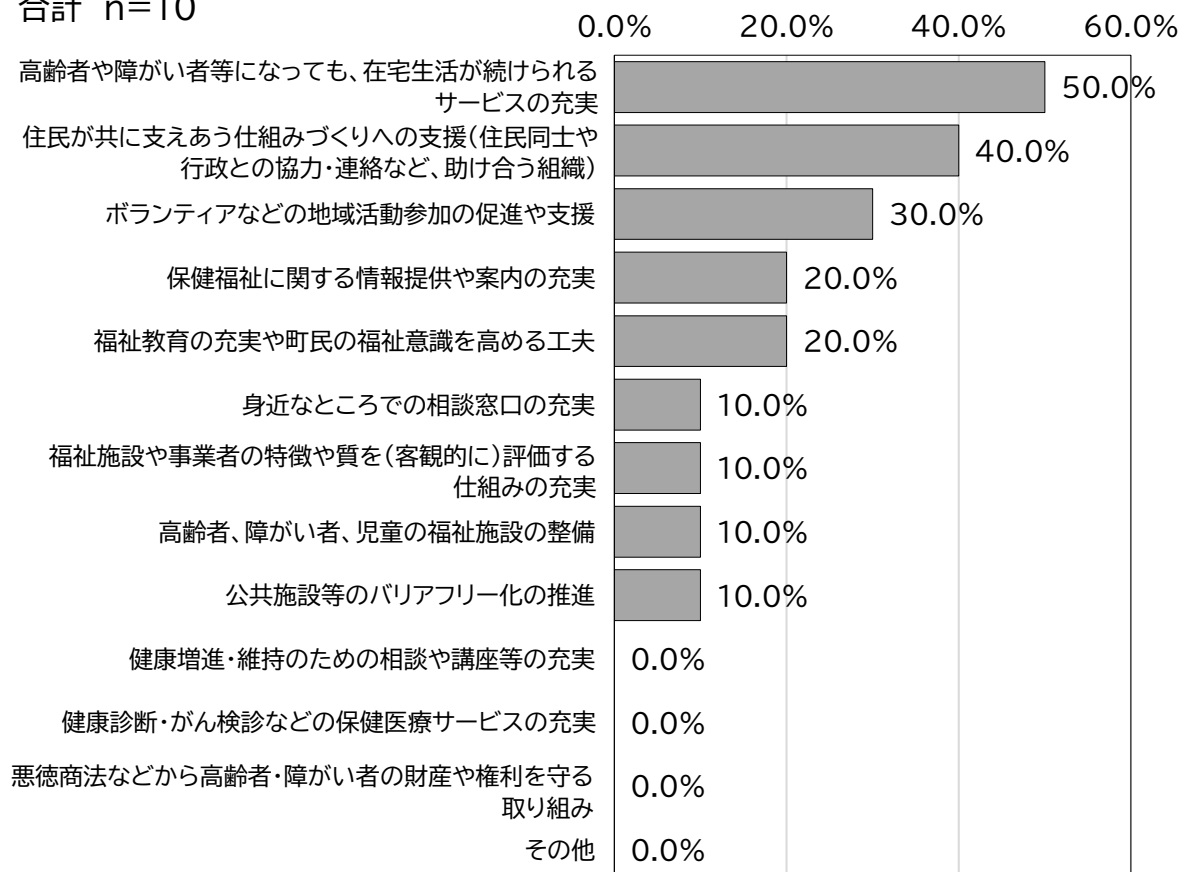
「他団体とのネットワーク化」が 50.0%で最も多く、「活動上必要な情報の提供」と「経済的支援（活動資金など）」がそれぞれ 40.0%、「団体や活動についての PR」が 30.0%、「設備・備品の充実」が 20.0%で続いています。



⑤地域福祉の充実のために町が取り組むべきこと【複数回答】

「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が 50.0%で最も多く、次いで「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援(住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織)」が 40.0%、「ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援」が 30.0%、「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」と「福祉教育の充実や町民の福祉意識を高める工夫」がそれぞれ 20.0%で続いています。

合計 n=10



9 地域福祉の課題

(1)健康寿命の延伸

本町の総人口は減少を続けており、年齢3区分別の人口構成をみても、15歳未満の年少人口に加え、15～64歳の生産年齢人口も減少しています。

また、地域によっては高齢化率や高齢者世帯割合高くなっているところもあり、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯の割合は今後増加することが見込まれます。こうした世帯では、健康状態の悪化や社会的孤立、緊急時対応への不安など、複合的な課題を抱える可能性が高まっています。

今後は、健康の維持増進に向けた取組を充実させ、若年者は高齢になっても健康を維持していけるよう、また、高齢者はできるだけ要介護(支援)状態にならず、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、介護予防や社会参加の促進、地域での見守りや支えあい活動を推進していく必要があります。

さらに、医療・介護・福祉・地域活動が連携し、本人の状態やニーズに応じた切れ目のない支援を提供することで、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図っていくことが求められています。

(2)介護・福祉人材の確保

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

本町においても介護・福祉人材は不足が深刻化している状況にあり、福祉サービス事業所の自助努力のみでは担い手の確保が難しい状況にあります。

このため、今後は福祉サービス事業所との連携を一層強化し、研修や情報提供、就労環境の改善に向けた支援、ICT等を活用した業務負担軽減の取組を進めるとともに、中長期的な視点に立った人材育成・確保施策を町として体系的に推進していくことが必要です。

(3)誰もが安心して暮らせる環境づくり

今後後期高齢者の増加に伴い要介護・要支援認定者数は増加することも予測されます。また、障がいのある方についても療育手帳所持者が増加傾向となっており、支援を必要とする人は今後も緩やかに増加していくと見込まれます。

今後は、支援を必要とする人も地域においていきいきと暮らしていくことができるよう、住民一人ひとりが個人の意思に基づいて地域活動への参加を勧めていくことが必要です。

(4)地域福祉を推進する連携の体制づくり

福祉サービスを提供する上では、行政によるサービスのみできめ細やかに対応することが難しくなってくることから、行政及び福祉サービス事業所が提供する公的なサービスのみならず、地域住民同士の助けあいを促進していく必要があります。

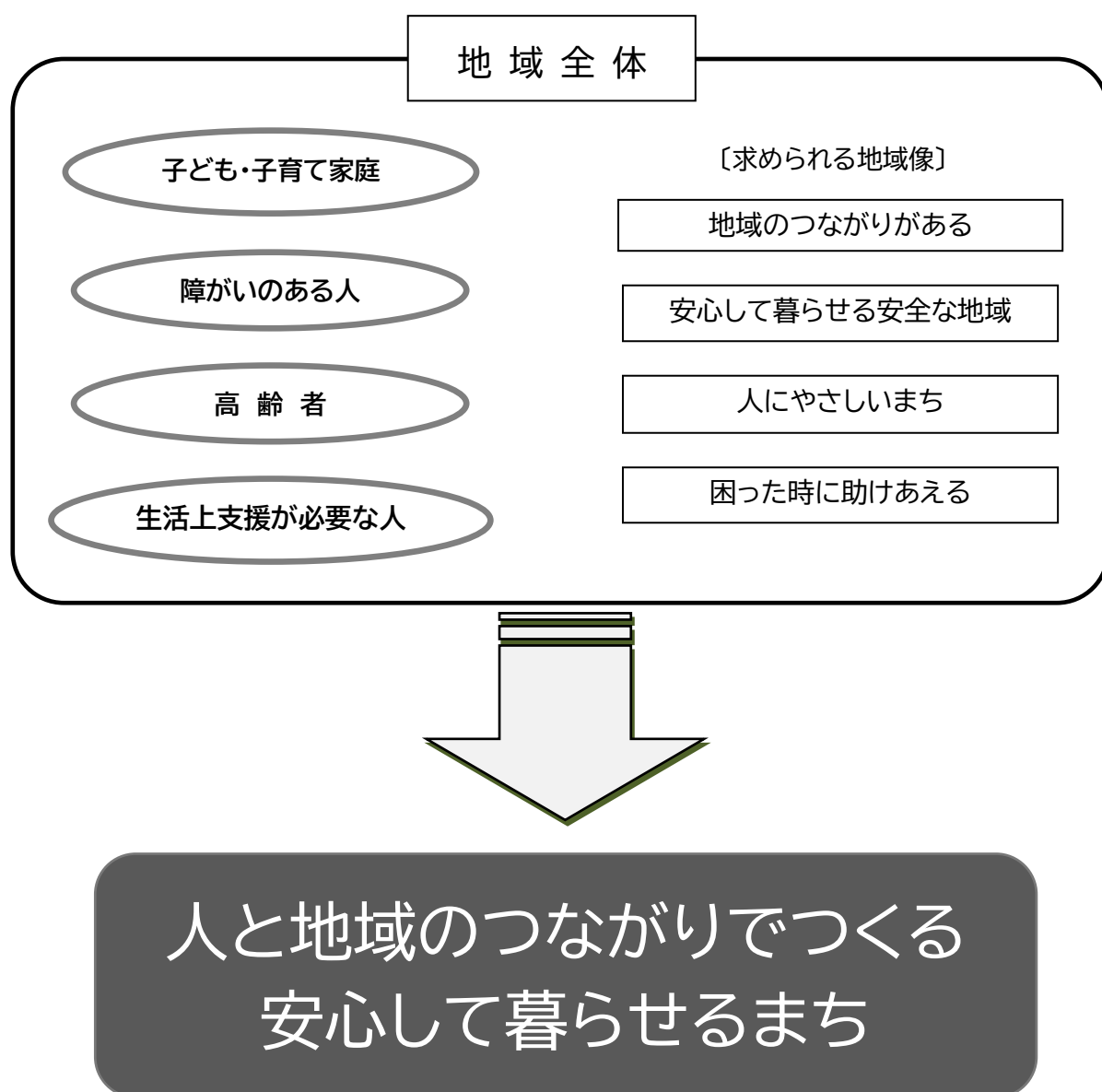
アンケート調査結果によると、今後地域福祉を充実させるためには、住民がともに支えあう仕組みづくりへの取組が求められています。今後は地域福祉への住民の関心を高めるとともに、地域における助けあいを促進するための仕組みづくりを進めていくことが重要です。

第3章 基本方針

1 目標とする地域の姿

日頃から住民同士がふれあいとつながりを大切にして、支えあいや助けあいを行い、すべての人が地域で安心して生活でき、いきいきと活動できる地域を目指します。

《目標とする地域の姿》



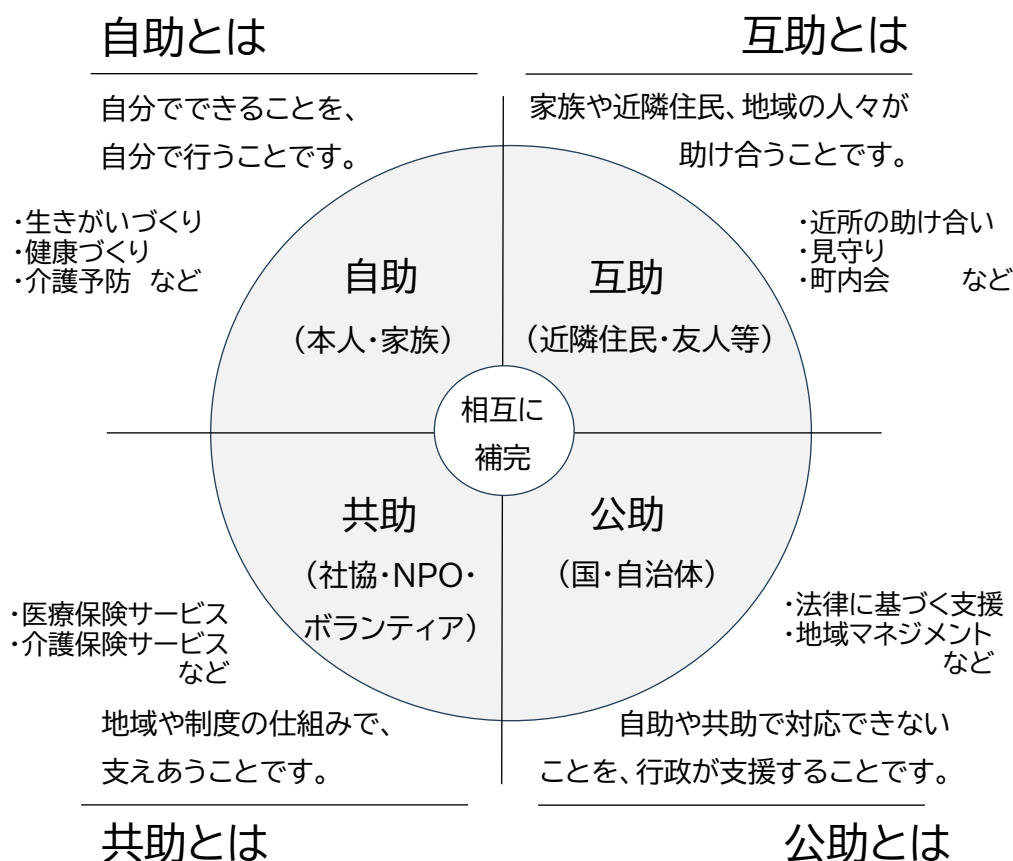
2 取組方針

少子高齢化等を背景に、福祉ニーズは今後もさらに増大・多様化すると見込まれます。これに対応していくためには、行政やサービス事業者だけで対応するのではなく、分担したり連携しあって取り組む手法が不可欠です。

第一に、住民の自助努力と、住民同士・地域での互助・共助が行われ、自助や互助、共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重して、地域のよいところを「共助」の実践につなげていきます。

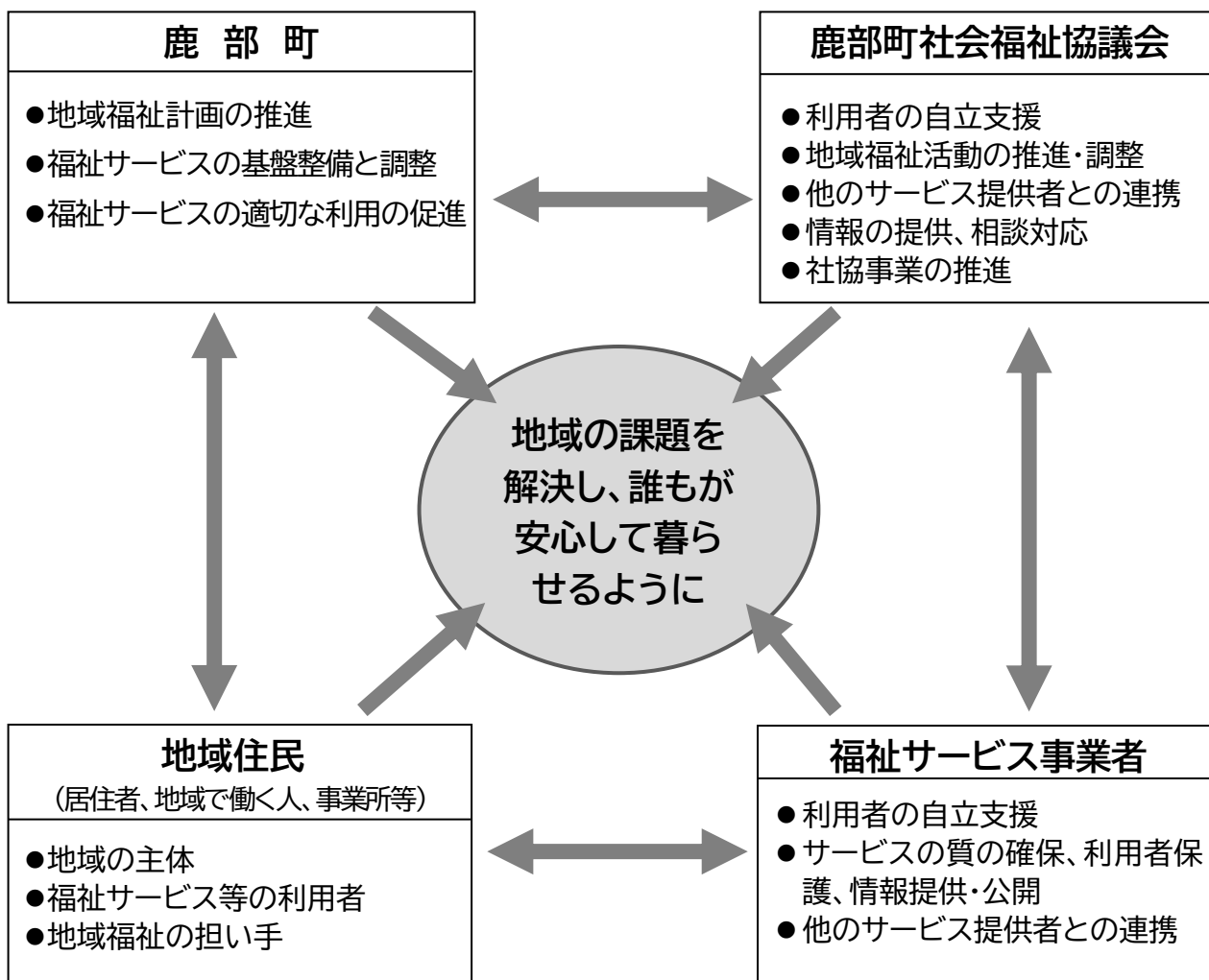
地域にある課題を認識して共有し、解決に向けての取組・事業の実施にあたっては本計画に基づき、具体的な方策を検討して取り組みます。

【地域福祉の取組方針】



安全・安心ネットワークの活動、
安心して暮らせる地域づくりを目指します

【地域福祉を推進する各主体の役割】



3 施策の基本目標

《基本目標1》 つながりを大切に育てる

地域福祉の大切さについて、住民に継続して啓発します。世代を超えて様々な住民が知りあい、地域での活動等への一歩につながるよう参加の機会・きっかけづくりとともに、人づくりに取り組みます。

《基本目標2》 誰もが安心して暮らせる

互いに人として人格と個性を認めあいながら地域の一員として安心して暮らせるように、ハード・ソフト両面から安心して安全に暮らせる環境を目指します。

このため、支援が必要な人が地域で自立した暮らしを様々な面から支える地域包括ケアシステムの確立と、地域ぐるみ防犯・防災活動、成年後見制度等を推進し、安心して暮らせる基盤を整えます。

《基本目標3》 みんなで支えあい助けあう

高齢者が生きがいを感じ、障がいのある人が意欲的に活動し、子どもたちと高齢者など多世代がともに過ごしたり、あらゆる住民が積極的に地域に関わり、参画する地域福祉活動の体系を構築します。

地域の様々なニーズに対応するため、地域内のサロン活動、見守り活動、ボランティア活動など支えあい・助けあい活動を支援します。

4 施策の体系



つながりを大切に育て 誰もが安心して暮らせる
支えあい助けあうまち

第4章 施策の展開

基本目標1 つながりを大切に育てる

(1)福祉の心の啓発

施策の方向

住民の福祉に対する意識・認識の向上を図り、お互いを理解し尊重し合う心を育むため、子どもの頃から福祉教育をはじめ、住民の様々な交流や学びの機会を通じて福祉教育を推進し、福祉の心を啓発します。前期の取組では、社会状況等の影響により出前講座やイベントの開催が限定的となる場面が見られたものの、感染症対策に配慮しながら、認知症サポーター養成講座や福祉施設との交流等を実施し、支えあいの大切さを学ぶ機会につなげてきました。

これらを踏まえ、今後は社会状況の変化や感染症の状況に留意しつつ、ノーマライゼーション※4の視点を大切に、住民が参加しやすい方法や情報提供の工夫を取り入れ、学校教育や地域との連携を通じて、福祉教育の充実を図ります。

主な施策

①相互扶助の意識づくりと共生社会づくりへの取組

家庭や行政区、事業所、老人クラブ等の団体が福祉についての理解・知識を高めるため、感染症対策等に配慮しながら、出前講座やイベントの開催等を通じて住民の福祉意識の向上を図ります。

また、若年層を含む多様な世代が参加しやすいよう、開催方法や内容について工夫を行い、住民が継続的に福祉に関心を持てる取組を推進します。

②福祉教育の推進

幼稚園・小中学校において、認知症サポーター養成講座や福祉施設との交流等を通じ、子どもたちが支えあうことの大切さや多様性について学ぶ機会を確保します。

また、引き続き感染症対策等に配慮しながら、交流の内容や方法について工夫を行い、福祉教育の充実を図ります。

主要施策 事業	◆幼稚園・小中学校での福祉教育
	◆出前講座(福祉) ◆家族介護支援事業(認知症サポーター養成講座)

※4 ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、障害のある人もない人も、年齢や性別、病気の有無などに関係なく、誰もが地域社会の中で「当たり前の生活」を送れるようにしようという考え方のことを指す。

地域全体の取組

- | | |
|---|--|
| ◎ | 鹿部町や他市町の高齢化・少子化の動向を知り、気がかりなこと、不安なこと、身近な地域の課題を考えてみましょう。 |
| ◎ | 自分が関心のある活動やボランティア活動がされているか知りましょう。そして、気軽に参加してみましょう。 |

(2)交流の場の拡充

施策の方向

広報誌や町ホームページ等を活用した情報発信や、サロン・各種教室等の交流活動を継続的に実施してきた結果、地域のつながりや住民の生きがいづくりにつながる取組が進められてきました。一方で、社会状況の影響等を考慮した交流の場への参加方法や、高齢者やデジタル機器に不慣れな方に対する情報の伝わり方については、さらなる工夫が求められています。

このため、地域福祉に関する情報提供を充実させるとともに、地域を知る機会や気軽に参加できる交流の場づくりを進め、様々な世代の住民が地域福祉活動に関心を持ち、参加につながる取組を推進します。

主な施策

①交流の場に関する情報提供の充実

広報しかべ、町ホームページ、SNS※5など様々な媒体を活用し、地域における交流の場や活動に関する情報を継続的かつ多面的に発信します。あわせて、サロンや各種教室、サークル活動等の実施状況を紹介することで、住民の交流活動への興味・関心を高めます。加えて、高齢者やデジタル機器に不慣れな方にも情報が届くよう、伝達手段や発信方法について工夫を行い、幅広い世代が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

②気軽に交流できる居場所づくり

あったかサロン、しかべっ子教室、バンビ教室等の既存の交流の場については、引き続き支援を行い、住民同士のつながりづくりを促進します。あわせて、コミュニティカフェなど、障がいのある方を含む様々な住民が気軽集える居場所づくりについて、地域の実情やニーズを踏まえながら取組を進めます。

また、地域でのグループ活動やサロン・サークル活動を推進するため、既存の公共施設や空き店舗の活用を促進するとともに、利用方法や場所に関する情報発信を行い、活動の継続や担い手の育成につながる環境づくりを進めます。

主要施策 事業	◆町内会活動の支援	◆老人クラブ活動
	◆サロン、教室、サークル活動	◆コミュニティカフェ活動
	◆スポーツ・レクリエーション活動	

※5 SNS

Social Networking Service の略で、インターネット上に社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。日本では主に Facebook、X(旧 Twitter)、Instagram、LINE などが利用されている。

地域全体の取組

- | |
|--|
| ◎ 関心や興味のある地域活動について情報を得て、無理のない範囲で関わってみましょう。 |
| ◎ 仲間同士でボランティアなどの地域福祉活動に取り組みたい場合は、町社会福祉協議会に相談してみましょう。 |
| ◎ 趣味や特技を活かした仲間を通して、交流を深めましょう。 |
| ◎ 世代を超えて一緒に過ごす機会をもち、地域のつながりを大切にしましょう。 |

(3)地域を支える担い手の育成支援

施策の方向

民生委員・児童委員や町社会福祉協議会をはじめとする地域の担い手や団体への活動支援を継続的に行い、地域における支えあいの基盤づくりは着実に進められてきました。特に、町社会福祉協議会との連携強化や民生委員・児童委員の活動支援については、地域福祉ニーズの把握や相談支援の充実につながるなど、一定の成果が見られています。

一方で、町内会への参加促進や新たな担い手の確保、団体間の連携については、さらなる工夫が求められています。このため、これまでに築いてきた基盤を活かしながら、地域の担い手や団体、様々な資源を効果的に結びつけ、住民参加の促進や連携・協働の推進を通じて、持続可能な地域福祉の実現を目指します。

主な施策

①地域福祉への住民参加の促進

地域福祉活動の基盤となる町内会については、加入促進に向けた取組を進めるとともに、地域や世代の特性を踏まえた働きかけを行います。

また、町内会や住民活動団体に対する助成制度等を活用し、既存の活動の継続や活性化を支援するとともに、多様な住民が無理のない形で地域福祉活動に関われる環境づくりを進めます。

②町社会福祉協議会の活動支援

地域福祉の中心的な役割を担う町社会福祉協議会の活動について、引き続き支援を行うとともに、町との連携体制を強化し、協働による地域課題の解決に取り組みます。あわせて、活動内容や役割について住民への周知を図り、活動への理解促進や新たな担い手の確保につながる取組を進めます。

③民生委員・児童委員の活動支援

地域の身近な相談役として重要な役割を担う民生委員・児童委員について、住民への周知を継続するとともに、町行政や町社会福祉協議会との連携を図り、活動しやすい環境づくりを進めます。

また、委員の負担軽減や活動の継続に向け、活動内容や連携方法の工夫を行い、円滑な相談支援体制の維持・充実を図ります。

④地域の多様な活動団体の相互連携

町内会、ボランティア団体、福祉サービス事業者、事業所など、地域で活動する多様な団体間の相互連携を促進するとともに、町との協働による地域福祉活動の推進を図ります。あわせて、関係機関や団体が情報を共有し、役割分担を明確にしながら連携できる体制づくりを進めます。

主要施策 事業	◆民生委員・児童委員協議会の活動支援 ◆鹿部町社会福祉協議会の活動支援 ◆地域福祉への住民参加の促進
------------	--

地域全体の取組

- | |
|--|
| ◎ 地区の担当民生委員・児童委員について知り、身近な相談先として活用しましょう。 |
| ◎ 困りごとや相談を受けた際に、対応に迷う場合は、地域の担当民生委員・児童委員などに相談してみましょう。 |
| ◎ 地域とのつながりを深めるため、町内会への加入や活動への関わりについて考えてみましょう。 |
| ◎ 鹿部町社会福祉協議会の活動を知り、関心に応じて協力や参加をしてみましょう。 |

基本目標2 誰もが安心して暮らせる

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

施策の方向

福祉的な配慮のある施設・設備や生活基盤、住まい、移動支援など、すべての住民が利用しやすい活動しやすい環境づくりを推進します。

ユニバーサルデザイン※⁶の考え方を広く浸透させるとともに、公共施設以外の生活空間のバリアフリー化や、住民の多様なニーズに応じた移動支援・住まい確保制度の充実など、ソフト面とハード面の双方に配慮した施策を計画的に進め、人にやさしいまちづくりを一層推進します。

主な施策

①ユニバーサルデザインの視点で進めるバリアフリー化の促進

バリアフリー法や北海道福祉のまちづくり条例に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化について、利用者の声や現場の状況を踏まえながら、優先度の高い施設から順次整備を進めてきました。小学校への車椅子用階段昇降機の設置や、既存施設へのスロープ・手すりの設置など、必要性・緊急性を考慮した施設整備が進められており、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが利用しやすい環境づくりに一定の成果が見られています。

限られた財源や人員の中で必要性を踏まえた施設整備に引き続き取り組むとともに、施設の利用や案内表示の工夫などソフト面の取組を充実させ、住民が共に利用しやすい施設づくりを進めます。また、ユニバーサルデザインの考え方について、職員や地域住民への啓発を継続し、人にやさしいまちづくりの推進を図ります。

②移動支援の充実

高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる住民が生活に必要な外出・移動を安心して行える体制づくりを進めてきました。これまで、巡回バスでは対応が難しかった地域や利用者層に対応するため、関係機関や地域住民と協議を重ねた結果、リゾート地区、出来澗地区、大岩地区、鹿部地区の一部に予約型バス(デマンドバス)を導入しました。令和5年4月からは、自宅から希望する停留所まで運行する便を追加し、必要なときに必要な場所へ移動できるサービスが提供されています。

需要や利用者の状況を踏まえ、運行エリアや便数の柔軟な拡充、予約方法の周知・サポート体制の整備、運行人員の確保など、地域と協働した工夫を進め、誰もが安心して移動できる環境の充実を図ります。

※6 ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女の差異、障がい・能力に関わらず、すべての人が利用しやすい施設・製品・情報の設計(デザイン)のことで、交通手段、情報伝達方法等、ハード・ソフト両面からすべての人が利用しやすくすること。

③福祉的配慮のある生活基盤づくりの促進

町内の公共施設等には障がい者用駐車場を確保し、標識や啓発を通じて適切な利用が促されています。また、住宅のバリアフリー化や日常生活用具給付、住宅改修費の支給等も、個別相談や各担当との連携により、必要な人への制度活用が進められています。これらにより、地域の生活基盤における福祉的配慮の充実が一定の成果を上げています。

生活の主要の場である住宅を住みやすくするため、住宅改修制度や、日常生活用具の給付や福祉用具の貸与等についての情報提供や相談支援体制をさらに充実させ、誰もが安心して暮らせる生活基盤づくりを推進します。

④多様な住まいの確保支援

高齢者や障がいのある人が地域で安心して自立生活を送れるよう、多様な住まいの確保に向けた取組を着実に進めてきました。空き家の活用、リフォーム助成、子育て世帯への住宅家賃助成の検討など、多角的な支援策を計画段階から実施準備に至るまで進めています。町営住宅についても、入居に関する相談や手続きの支援体制を整備するとともに、建て替えに合わせて子育て世帯や高齢者世帯が入居できる住宅整備を計画的に推進し、地域の多様なニーズに応える住まいづくりが進められています。

財源確保や助成制度の具体化・拡充、空き家活用やリフォーム助成の周知と利用促進、さらに多様な世帯のニーズに応じた住宅環境の充実を図り、誰もが安心して暮らせる住まいづくりを一層推進します。

主要施策 事業	◆町営住宅維持管理事業	◆道路の維持管理
	◆予約型バス(デマンドバス)の運行	◆歩行環境の整備
	◆福祉有償輸送サービス	
	◆誰もが安心して暮らせる住まいづくりの推進	

地域全体の取組

◎	障がい者駐車場やスロープ、トイレなど、町内のバリアフリーに配慮した施設を知り、日常生活で活用してみましょう。
◎	予約型バスや地域公共交通などの移動支援サービスについて情報を得て、必要に応じて利用してみましょう。
◎	町営住宅や住まい確保制度の内容を確認し、自分や家族に合った住宅の活用方法を考えてみましょう。

(2)権利擁護の推進

施策の方向

認知症や知的・精神障がい等で判断能力が十分でない人を含め、すべての人の人権・権利が尊重され、地域で安心して自立した暮らしができるよう、権利擁護の啓発や地域連携ネットワークの整備、中核機関の設置、市民後見人の育成など、関係機関と協働した支援体制の強化に取り組みます。

高齢者への虐待、障がい者への虐待、子どもへの虐待、男女間の暴力などについての問題が地域の見守り活動等の中で未然に防止され、虐待防止ネットワークで連携して対応できるように努めます。

主な施策

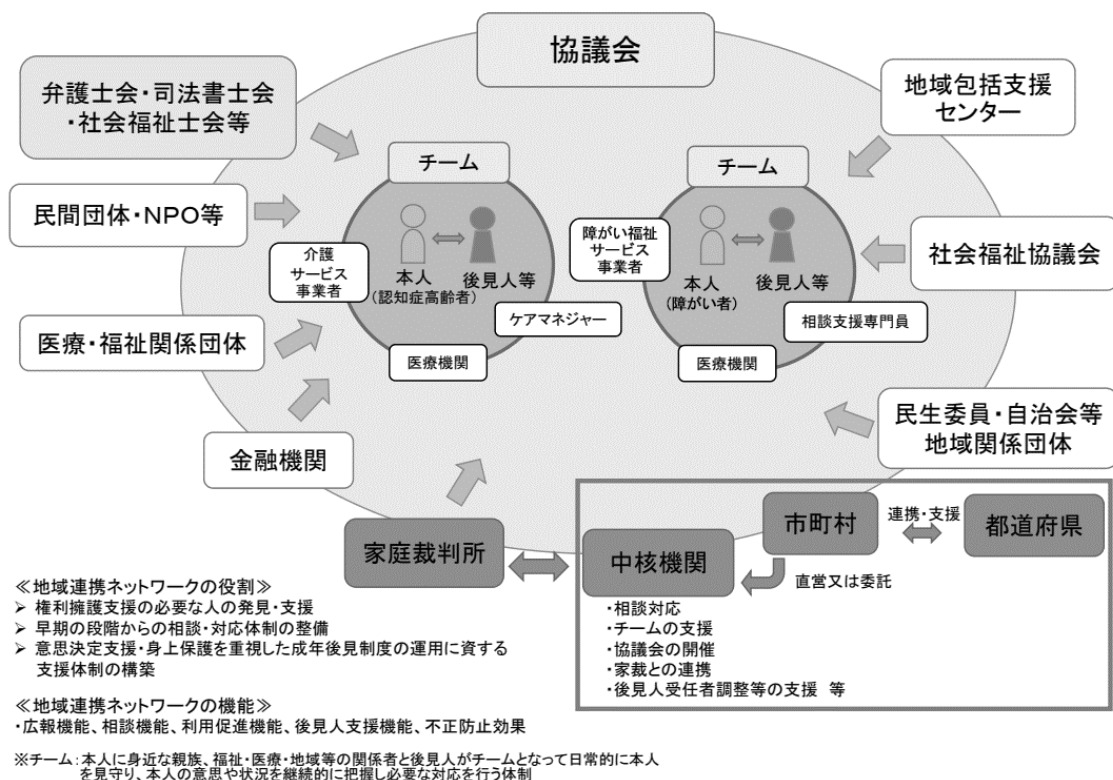
①人権に関する理解の促進

様々な差別や偏見をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを目指し、住民への人権啓発を進めます。広報誌やホームページなどを活用して人権に関する理解を促進するとともに、鹿部町人権擁護委員の活動支援を継続して行い、地域における人権相談や問題解決体制の強化に取り組みます。

②権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備

成年後見制度の利用が必要な方が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進めます。関係機関との連携強化と協議会の設置により、支援対象者への適切な制度利用の促進、権利侵害の未然防止、生活支援の充実を図るとともに、制度理解の促進や見守り体制・担い手の確保にも取り組みます。

■地域連携ネットワークのイメージ



[出典]厚生労働省資料

③中核機関の設置

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる中核機関の設置に向けた基盤づくりを、関係機関と協議しながら進めます。中核機関は、相談対応、関係機関との連携、協議会の運営支援、家庭裁判所との調整、後見受任者の調整支援などの機能を担うことを想定し、実効的な運営体制の構築と財源・人的体制の整備に取り組みます。

■中核機関の機能概要

機 能	概 要
広報機能	利用する本人への啓発活動とともに、支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などの周知啓発を行います。
相談機能	成年後見制度の利用に関する相談への対応や情報提供を行います。
成年後見制度利用促進機能	受任者調整(マッチング)等の支援、担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行を支援します。
後見人支援機能	市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じて支援の体制づくりを行います。

④権利擁護人材の育成

成年後見制度の担い手不足に対応するため、関係機関と連携し市民後見人養成講座を開催し、制度を支える人材育成に取り組んできました。住民への制度周知や関心喚起は進められたものの、成年後見制度の利用実績がないことから実際に活動できる人材の育成はまだ十分とはいえない状況です。養成講座の受講参加促進や研修・相談支援などの体制整備、関係機関との協働による実践機会の確保を進め、担い手の確保とネットワーク化を図ります。

⑤権利が守られ、地域で自立した生活ができる支援体制の拡充

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の人権が守られ、地域で安心して自立した生活を送れるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知を図るとともに、福祉サービスの利用援助や日常生活の金銭管理等の支援が適切に行われるように、町社会福祉協議会の相談窓口と連携のとれた相談体制を確保します。

鹿部町人権擁護委員、函館地方法務局への相談がいつでもできることを周知するとともに、特設人権困りごと相談所の開設日や安心して相談できることを周知します。

⑥成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人が必要な制度の利用により住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度等の普及啓発を図るとともにその利用を促進するため、成年後見制度の利用に係る費用の助成や町長申立を実施します。

また、日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な人や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている人への支援など、成年後見制度利用促進の取組を通じて明らかになった地域課題については関係機関で情報共有を図っていきます。

⑦虐待防止ネットワークの連携強化

子どもへの虐待、高齢者や障がい者への虐待、男女間の暴力などが社会問題となっており、早期発見・未然防止していけるように、またこのような課題を身近な問題として地域の認識が深まるように、住民に啓発します。

また、身近に相談できる窓口として、高齢者の地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター等を設置して対応マニュアルを作成しており、これら相談窓口について住民に周知を図ります。

民生委員・児童委員との情報共有や連携強化を図り、通報や相談に迅速に対応できるよう努めるとともに、要保護児童対策地域協議会やこども家庭センターをはじめとする関係機関との連携により、

第4章 施策の展開

虐待を未然に防止し、迅速な対応を図るためのネットワークを十分活用して対応できるように取り組みます。

また、引きこもりや閉じこもり問題など、地域での孤立防止に取り組みます。

主要施策 事業	◆人権擁護委員の活動支援	◆成年後見制度利用支援事業の利用促進
	◆日常生活自立支援事業(社協)	◆人権相談
	◆認知症サポーター養成講座の実施	◆こども家庭センターの運営

地域全体の取組

◎	認知症や障がいなどで判断力が十分でない人を支援するための相談窓口や制度があることを知しましょう。
◎	地域で困っている人から相談を受けた場合は、民生委員・児童委員や町の相談窓口を紹介してみましょう。
◎	虐待と思われるようなことに気づいたら、すぐに町の相談窓口や民生委員・児童委員に相談しましょう。
◎	地域の権利擁護ネットワークが支えあいの仕組みとして機能していることを意識してみましょう。

(3)福祉サービス提供体制の維持

施策の方向

利用者の多様化・複雑化するニーズに対応した適切な福祉サービスが、将来にわたって安定的に提供されるよう、制度に基づく各種福祉サービスの充実と相互連携を図り、利用者の選択の幅が確保される提供体制の維持・強化に努めます。

その基盤として、福祉サービスの質と持続可能性を支える福祉人材の確保・育成を重要な課題と位置づけ、福祉事業者等と連携しながら、担い手の確保、育成、定着支援に加え、ICTの活用等による業務負担の軽減や働きやすい環境づくりを進め、多様な担い手が活躍できる福祉サービス提供体制の構築を推進します。

主な施策

①連携のとれた生活支援施策の提供・推進

公助の視点から、制度に基づく各種福祉サービスや町の生活支援施策が適切に提供されるよう、介護・障がい・子育て・生活困窮など各分野の計画に基づき実施状況を点検し、サービスの重複や抜けが生じないように連携を図りながら推進します。これまでの取組により各分野間の連携は一定程度進んでおり、さらに担当間の情報共有を強化するとともに、地域住民や民間団体との協働を進め支援の幅を広げます。

また、制度改正や地域ニーズの変化に柔軟に対応できるよう施策の見直しを行い、住民目線で分かりやすく、必要な支援につながりやすい提供体制の整備を推進します。

②援護事業の推進

生活保護世帯や生活困窮者など援護が必要な世帯に対し、制度に基づく適切な保護・支援を行うとともに、単なる金銭的援助にとどまらず、自立した生活の実現を見据えた支援を推進します。これまで、福祉・保健・医療・教育・就労など関係分野が連携し、情報共有や役割分担を通じて、世帯ごとの状況に応じた包括的な支援を行ってきたことから、今後は、複雑化・長期化する困窮ケースにも対応できるよう、個別支援計画の充実を図ります。

あわせて、就労支援や社会参加支援などの伴走型支援をさらに強化するとともに、高齢単身世帯や若年層の困窮など支援対象者の変化にも柔軟に対応できるよう、関係機関との連携体制の見直しと役割分担の明確化を進めます。

③福祉人材の確保・育成

利用者の多様化・高度化するニーズに対応できる福祉サービス提供体制を維持・強化するため、福祉人材の確保・育成を重点施策として位置付け、福祉サービス事業者等と連携した取組を推進します。これまで、研修の開催や情報提供、介護職員確保に向けた補助制度の活用などを通じて、人材確保・育成に一定の支援を行ってきましたが、慢性的な人材不足や若年層の担い手確保の難しさなどの課題が続いています。

福祉サービス事業所における人材確保への支援を一層強化するとともに、本町の福祉サービス提供体制の持続可能性を確保する観点から、外国人介護人材の受け入れに関する仕組みづくりへの支援を進めます。

あわせて、介護現場の負担軽減と働きやすい環境づくりを図るため、ICTの活用を含む先進技術の導入支援や、文書負担の軽減に向けた取組を段階的に進め、中長期的な視点に立った福祉人材の育成と定着につなげます。

④福祉サービスの適正供給に関する検討

今後予測される高齢者人口の減少を踏まえ、町内における福祉サービスの持続可能な提供体制を確保するため、現行の供給体制の点検と見直しを進めます。

これまで、将来推計や統計データを活用し、介護サービスを中心に既存サービスの過不足や地域間の偏在について関係事業者と連携した検討を行ってきたことを踏まえ、今後は需要変化に応じたサービス提供量の再評価や、柔軟な供給体制の構築に取り組みます。

あわせて、民間事業者や医療機関との連携を強化し、必要に応じたサービス再編や施設整備の方向性について検討するとともに、利用者や家族への丁寧な説明と支援にも配慮しつつ、施設の老朽化や稼働率の低下を見据えた中長期的な施設再編計画の検討を進めます。

⑤NPO等多様な担い手の育成

地域福祉の担い手として重要な役割を果たすNPO等の活動を支えるため、既存NPO団体が行う取組への情報提供や相談対応などの支援を継続します。あわせて、新たなNPO団体や自主的な住民活動の立ち上げを促進するため、設立段階からの相談支援や制度・支援策の周知を強化し、多様な担い手の裾野拡大を図ります。

さらに、活動資金の確保に向けた補助制度や外部資金活用に関する支援、既存団体間の連携や情報交換の促進によるネットワーク形成、NPO活動の見える化と広報・啓発の充実を通じて、若年層や子育て世帯を含む幅広い層の参画を促し、持続可能な地域福祉活動の基盤づくりを進めます。

主要施策事業	◆生活保護・生活困窮者自立支援事業 ◆福祉サービス事業所における人材確保への支援 ◆外国人介護人材の確保の受け入れのための仕組みづくり ◆医療や福祉サービスの中長期的な再編計画の検討
--------	--

地域全体の取組

- ◎ 日頃から地域とのつながりを大切にし、必要に応じて相談窓口を活用しましょう。
- ◎ 地域の NPO やボランティア団体の活動を知り、参加してみましょう。
- ◎ 福祉の仕事の魅力や大切さを伝え、福祉を身近な職業として関心を持ちましょう。

(4) 地域包括ケアシステムの推進とサービスの質の向上

施策の方向

高齢者支援の中心的存在である地域包括支援センターの様々な機能を通じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図るほか、多職種連携及び地域課題の協議の場として地域ケア会議※7を開催し、地域ネットワークの強化とケアマネジメント力の向上を図ります。併せて、福祉サービスの充実を図るとともにサービスの質の向上を図るため、サービスの第三者評価を継続します。

主な施策

① 地域包括ケアシステムの確立

高齢者対策では地域包括ケアシステムが方向づけされ、障がい者対策では地域生活を送るための相談支援やケアマネジメント※8が進められています。このように、支援が必要な人の尊厳の保持と自立生活の支援のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の資源や力を包括的・重層的に組み合わせ利用し、その人の暮らしを支援する仕組みづくりを推進します。

地域包括ケアシステム推進で重要な位置付けにある地域ケア会議に関しては、保健・医療・福祉等、関係機関の連携や一体的な取組を推進するため定期的な開催を継続し、関係機関のネットワークづくりとケアマネジメント力の向上を図るとともに、会議で共有された課題や検討結果を実際の支援に継続的に反映していきます。

※7 地域ケア会議

地域包括支援センターが主体となってサービス事業者やケアマネジャーなど高齢者福祉の関係者が集まる会議体のこと。要介護・要支援認定者及びそのおそれのある高齢者に関して、個別ケースごとに支援の方法や方向性を検討・評価するとともに、地域課題の集約、情報交換を行う。

※8 ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が相互に協力し合い、支援を必要としている人に総合的な福祉サービスを施すこと。個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する。

併せて、地域での自立した暮らしを支援するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）※9の活動により地域のニーズ把握や担い手の発掘・育成を推進するとともに、医療と福祉の連携強化、認知症対策の充実、家族介護継続支援事業を進め、地域の実情に応じた包括的な支援体制の充実を図ります。

②生活支援サービスの充実

生活支援コーディネーターの活動を通じて、新たな福祉ニーズの把握、対応に努めます。地域自立生活支援事業では買い物支援を取り入れて実施するなど、町の福祉サービスについて周知を図るとともに、必要な人が利用できるように努めます。

③利用者の視点に立った苦情処理・第三者評価の継続

介護保険サービスや障がい福祉サービス等の利用や提供事業者に関する苦情等について、町、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域自立支援協議会、町社会福祉協議会など関係機関が連携し、利用者や家族が安心して相談できる体制を維持・強化します。相談窓口や対応の流れについては、利用者目線に立った分かりやすい周知方法を工夫し、苦情の早期把握と迅速な解決に努めます。

また、高齢者、障がい者、子どもへの各種サービスを提供する施設・事業者において、福祉サービス第三者評価の継続的な実施を促進し、その評価結果をサービス改善や制度の見直しに活かすことで、サービスの質の向上を図ります。併せて、相談対応に携わる職員のスキル向上や体制強化を進め、利用者の声をよりの確に施策へ反映できる仕組みづくりに取り組みます。

主要施策 事業	◆認知症高齢者支援施策	◆家族介護継続支援事業
	◆生活支援体制整備事業	◆介護給付適正化事業

地域全体の取組

◎ 必要なサービスを利用して自立した暮らしを心がけましょう。

◎ サービスを利用して困ったことを伝える場や制度があることを知りましょう。

◎ 家族や身近な人と情報を共有し、困りごとを抱え込まないよう声をかけ合いましょう。

◎ 地域の見守り活動や支えあいの取組に参加し、利用者と支援する側の双方の立場への理解を深めましょう。

※9 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域における生活支援サービスの充実に向けて、生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘などを行うとともに、町内の事業者の情報を詳細に把握し、支援を必要としている人にサービスが行き届くよう、事業者の紹介などを行う。

(5)地域ぐるみ防災・防犯活動の推進

施策の方向

地域において誰もが安心して暮らせるよう、「自分たちの地域を自分たちで守る」という意識のもと、地域住民や関係団体が主体となった防災・防犯活動が継続的に展開されることが重要となっています。

このため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害時に援護が必要な人の把握や避難行動要支援者名簿・個別避難計画の活用を通じて、避難支援体制の充実を図ります。あわせて、地域や関係機関が連携し、平時からの訓練や啓発活動を通じて、実効性のある支援の仕組みづくりを推進します。

また、防犯や安全に対する意識の向上を図りながら、地域ぐるみの防犯活動や見守り活動を継続・強化し、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

主な施策

①防災に関する周知啓発の推進

広報しかべや防災ガイドブック等を活用し、防災に関する知識や災害時の行動について、引き続き分かりやすい周知啓発を行います。SNSや地域イベント等の多様な媒体を活用した情報発信を進めるとともに、高齢者や障がい者など支援が必要な住民にも配慮した周知方法の充実を図ります。

また、災害時の情報収集・伝達体制や地域内での役割分担の明確化を進めます。防災ガイドブックについては定期的な見直しを行い最新の情報を反映させることで、住民の防災意識の向上と適切な避難行動につなげます。

②地域での防災活動の推進

地域における防災力の向上に向けて、町内会を中心とした防災体制の強化・促進を図るとともに、災害時避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・活用を段階的に進め、実効性のある訓練の実施につなげます。

北海道駒ヶ岳火山防災協議会との連携や、町内会における防災部長の配置を通じて、防災意識の普及啓発と地域防災力の底上げを図り、平時からの防災訓練や学習機会の充実を支援します。

また、要配慮者および避難支援者が災害時に主体的な行動をとれるよう、研修等を通じて、登録情報の整備、備蓄の確保、連絡体制の確認などを促進し、支援体制の実効性向上を図ります。

さらに、事業所等が地域防災の拠点的役割を担うことを踏まえ、避難確保計画や事業継続計画の策定・見直しに向けた支援を行い、地域全体での連携強化を進めます。

③避難行動要支援者等対策の推進

庁内関係各課や関係機関が連携し、避難行動要支援者の把握および避難行動要支援者名簿の定期的な更新を継続するとともに、名簿情報の精度向上と最新情報の確実な収集に努めます。

個別避難支援計画については、関係機関や家族等との連携を図りながら、策定に向けた検討と段階的な取組を進め、計画の周知と活用につなげます。

防災、福祉、保健、医療等の各分野の関係者が相互に連携し、避難行動支援における共助の向上が図られるよう、町が主体となって横断的な連携体制の構築を促進します。

さらに、避難行動要支援者本人やその家族に対する情報提供や啓発を強化するとともに、計画に基づく訓練の実施や支援体制の確認を通じて、災害時に実効性のある避難支援体制の構築を目指します。

④福祉避難所の維持・確保

避難行動要支援者等の避難支援体制を確保するため、高齢者や障がい者など介護・支援が必要な方が安心して避難できる場として、社会福祉法人渡島福祉会の協力により設置されている福祉避難所について、引き続き維持・確保を図ります。社会福祉法人渡島福祉会との連携を継続するとともに、利用者の多様なニーズに対応できるよう、必要な備蓄品や資機材の充足・見直しを進めます。

また、災害時に福祉避難所が円滑に運営されるよう、運営体制や役割分担の確認を行い、避難所運営に関わる職員や関係者を対象とした訓練・研修の実施に向けた取組を進めます。

併せて、一般避難所や医療・福祉関係機関との連携体制を強化し、災害発生時における実効性のある福祉避難所運営につなげます。

⑤防犯意識の啓発

消費者被害や特殊詐欺等をはじめ、複雑化・悪質化する犯罪被害を未然に防止するため、警察や関係機関と連携しながら、広報紙や地域集会等を活用した啓発活動や情報提供を継続して行います。特に、高齢者や情報弱者が被害に遭いやすい状況を踏まえ、被害事例や最新の犯罪手口について、分かりやすくタイムリーな周知を進めます。

また、地域住民同士の声かけや見守りを通じた防犯意識の醸成を図るとともに、地域における見守りネットワークの拡充と定着を促進します。

⑥地域での防犯・安全活動の推進

地域住民や関係団体の協力のもと、子どもたちの見守り活動や防犯パトロール、交通安全の街頭活動を継続的に実施し、地域全体の防犯・安全意識の向上を図ります。犯罪抑止や事故防止に寄与するとともに、地域ぐるみで子どもや青少年を見守る体制づくりを推進します。

一方で、見守り活動実施団体の活動が高齢化等によって一部休止している状況を踏まえ、今後は新たな担い手の確保や活動方法の工夫など、持続可能な見守り体制の構築に取り組みます。

また、SNSに起因する犯罪被害や誹謗中傷など、青少年を取り巻くリスクに対応するため、警察や児童相談所等の関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応が可能な体制の充実を図ります。

⑦外灯・防犯灯の設置促進

地域住民からの要望や地域特性を踏まえ、外灯・防犯灯の設置を計画的に推進するとともに、地域の協力を得ながら防犯・安全活動の促進を図ります。

また、省エネルギー性能や環境負担の低減に配慮した照明設備の導入や新たな防犯・安全対策技術の情報収集と活用を進めることで、持続可能な防犯環境の整備に努めます。

⑧緊急時・救急時の対応

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、要支援・要介護認定を受けた高齢者が緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置・貸与しています。また、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の方には、救急カード利用促進事業を実施しています。今後も、緊急通報装置の機能向上や維持管理体制の充実を図るとともに、地域協力者の役割理解と参加促進を通じて見守り体制のさらなる強化に努めます。

また、関係機関との連携を一層深め、地域全体で緊急時に支えあえる体制の充実を図ります。

主要施策 事業	◆緊急通報電話利用支援事業	◆救急カード利用促進事業
	◆出前講座	◆災害時の要配慮者避難支援体制の強化
	◆在宅者援護体制の充実	◆社会福祉施設における防災体制の充実

地域全体の取組

◎ 身近な地区の中で、危険が想定される場所や施設に日頃から関心を持ち、気づいた点があれば地域の人や町内会などに伝えたり、話し合ったりしましょう。
◎ 地域のあいさつ運動や見守り活動に参加・協力し、日常的な声かけを通じて、子どもや高齢者などへの見守りや地域のつながりを深めましょう。
◎ 不審な人や車を見かけたり、不審な電話などの被害があったら周囲の人や警察、役場に連絡・相談しましょう。
◎ 交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。
◎ 自主防災組織の活動や地域で実施される避難訓練に積極的に参加し、災害時の役割分担や避難行動を確認しておきましょう。
◎ 「北海道駒ヶ岳火山防災ハンドブック」や「津波ハザードマップ」を家族や身近な人と確認し、避難場所や避難経路、連絡方法について事前に話し合っておきましょう。
◎ 災害に備え、3 日分を目安とした飲料水や食料、生活必需品、衣類等の備蓄に心がけるとともに、非常用持出袋を準備し、定期的に中身の点検を行いましょう。

(6)情報提供と相談支援の充実

施策の方向

各種福祉制度の改正等が行われる中、支援やサービスが必要な人が自らの状況に応じた情報を適切なタイミングで得て、必要なサービスを円滑に利用できるよう、わかりやすく丁寧な情報提供に努めます。併せて、身近な地域で気軽に相談できる体制づくりを一層進めるとともに、多様化・複雑化する生活課題に的確に対応できるよう、関係機関が連携した包括的な相談支援体制の充実を図ります。

主な施策

①情報提供手段の拡充

町や町社会福祉協議会の事業・取組について、「広報しかべ」や「社協だより」等の広報誌、町や町社会福祉協議会のホームページ、回覧などを活用し、引き続きタイムリーで分かりやすい情報提供に努めます。各課で作成しているサービス案内やしおりについては、内容の整理・見直しを行いながら有効活用を図るとともに、保健福祉分野においては制度改正等の情報を迅速に反映できるよう、町ホームページ等のデジタル媒体を活用した情報発信を推進します。

町の身近な相談役である民生委員・児童委員への情報提供を継続するとともに、出前講座や各種講座、地区の会合・行事などの実施機会を確保し、対面による情報提供や意見交換の充実を図ります。

また、高齢者や情報弱者にも情報が確実に届くよう、紙媒体とデジタル媒体の適切な組み合わせを検討するとともに、情報内容の分かりやすさや親しみやすい表現の工夫、住民の声を活かした双方向的な情報発信に取り組めます。

②情報のバリアフリー化

町ホームページにおいてウェブアクセシビリティ※10の基準に準拠した対応を継続的に行い、高齢者や障がい者をはじめ、多様な住民が必要な情報に円滑にアクセスできる環境の維持・向上を図ります。高齢者や障がい者等に対する情報提供にあたっては、文字の大きさや表現方法への配慮に加え、紙媒体や対面による説明なども含めた情報提供手段の工夫に努めます。

併せて、実際の利用者の意見や利用状況を踏まえた改善を進めるとともに、町ホームページ以外の情報提供ツールについても、バリアフリー対応の充実を図り、誰もが安心して情報を取得できる環境づくりを推進します。

③身近な地域での相談体制の拡充

民生委員・児童委員など、地域における相談や各種活動を担う人材を支援するため、研修への参加支援を継続し、相談対応力や専門性の向上を図ります。また、サロンや地域の集まりなどの機会を活用し、担当職員が積極的に地域へ出向いて相談対応や情報提供を行うことで、住民が気軽に相談できる身近な相談体制の維持・充実に努めます。

併せて、町社会福祉協議会が実施する困りごと相談やすずらん無料法律相談などの相談窓口について、「広報しかべ」等を通じた周知を継続するとともに、相談内容の多様化に対応できるよう関係機関との連携を強化し、相談後のフォローアップや継続的な支援につなげる体制づくりを推進します。

④相談体制の充実

保健福祉課（地域包括支援センターを含む）、各担当課、町社会福祉協議会などの相談窓口が相互に連携し、多様で複雑化する相談や支援ニーズに対して、総合的かつ切れ目のない対応ができる体制の維持・強化を図ります。そのため、相談内容や支援状況に関する情報共有の円滑化を進めるとともに、関係機関との連携体制をさらに強化し、分野や年齢を問わず様々な相談を受け止める包括的な相談支援体制を継続します。

併せて、専門性の高い相談への対応力向上に向けた人材育成や研修を継続するとともに、相談支援の質を定期的に検証・改善し、相談者の多様なニーズに柔軟に対応できる体制の充実を図ります。

主要施策 事業	◆広報しかべの発行	◆福祉関係パンフレットの配布
	◆相談窓口業務	◆町ホームページでの情報提供

※10 ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

地域全体の取組

◎	広報しかべ、町ホームページ、回覧などに日頃から目を通し、町の施策や福祉サービスの情報を確認しましょう。
◎	保健福祉サービスは、国・道・町の制度改正により内容が変わることがあるため、新聞やテレビ、インターネットなどのニュースにも関心を持ちましょう。
◎	地域で気づいた困りごとや課題については、町や町社会福祉協議会に継続的に伝え、解決に向けた情報共有を行いましょう。
◎	地域にある集会所や公園など、住民が集まりやすい既存施設について、清掃や簡単な環境整備に協力しましょう。
◎	日頃から地域で声をかけ合い、町内会行事や地域活動に気軽に参加してみましょう。

基本目標3 みんなで支えあい助けあう

(1)地域共生社会の構築

施策の方向

支援が必要な人を適切なサービス利用につなぐための仕組みづくりや、地域における多種多様な課題の解決のため、地域の人や団体、事業者、町行政が支えあい、課題の共有と協働による解決への取組が図れるように、連携したネットワークづくりを目指します。

主な施策

①地域の支えあい・助けあいの仕組みづくり

町内会連合会、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会など、多様な主体間の連携を推進するとともに、新たな参加者が増え、地域福祉の担い手として活躍できる仕組みづくりを進めます。既存の取組を活かしつつ、若年層や働き盛り世代の参画促進、担い手層の多様化、活動負担の軽減、活動内容や役割の見える化をより強化し、地域で支えあい・助けあうネットワークを着実に拡充します。

②協議体による地域福祉の推進

民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、ボランティア、地域ケア会議など、福祉に関わる多様な主体の連携をさらに強化し、地域課題の把握や対応策の検討を行う協議体の設置・運営を推進します。既存の協議体の運営を活かしつつ、メンバーの多様性と専門性をより充実させ、迅速な意思決定と実行力を高めるほか、住民参加型の運営や意見反映の拡充を強化し、地域福祉の推進力を高めます。

③重層的な支援体制の構築

住民の多様かつ複合的な支援ニーズに対応するため、属性や世代を問わない相談の受け止めなど、包括的で重層的な支援体制の構築に向けた検討を進めます。実施可能な取組についてはすでに開始しており、今後もさらなる相談窓口の統合や関係機関間の情報共有・連携強化、担い手の人材育成と専門性向上、住民理解の促進と相談窓口の周知徹底、等について引き続き検討し、地域の支援体制強化につなげます。

主要施策 事業	◆町内会連合会、民生委員・児童委員協議会、地域ケア会議等の連絡調整 ◆重層的な支援体制構築に向けた検討
------------	--

地域全体の取組

◎ 地域での様々な活動に関心をもち、活動に参加・協力してみましょう。

(2)地域での支えあい活動の推進

施策の方向

地域での日常的なふれあいが災害時などの支えあい活動にもつながることから、地域での様々な活動を活性化させ、見守りが必要な高齢者や障がい者、子どもなどを地域で把握し見守り体制の充実を図ります。

主な施策

①地域の声かけ・見守り活動の推進

ひとり暮らしや日中ひとり暮らし、認知症のある高齢者などの見守りや声かけ、安否確認などを、近くの住民、民生委員・児童委員、ボランティアなどが連携して推進します。

また、子どもの安全対策や虐待防止などについて、これまでの取組みにより地域ぐるみの見守り体制が整備され、住民相互の信頼と連携の深化につながっています。見守り活動の担い手の高齢化や負担偏りの解消、見守り活動の継続的な情報共有と連携強化などの課題解決に取り組みます。地域の子どもと大人が知りあい、地域で見守る体制の維持発展により、日常からの支えあいネットワークの基盤づくりにつなげます。

災害時要援護者の支援は、日頃の声かけや見守りなど住民相互のネットワークを基本としています。引き続き町内会との連携を促進するとともに、担い手層の多様化や若年層・新しい住民の参画をさらに強化し、支援対象者の多様なニーズへの対応力や情報共有・連携体制、防災・緊急時対応の充実を図ります。

②町内会活動の促進

地域福祉活動の住民にとって最も身近な単位として町内会を軸に、子どもから高齢者までを対象とした行事や世代間交流などの活動を支援し、地域行事への住民参加を促進します。町内会を中心とした活動は継続されているものの、役員・参加者の高齢化や固定化により、これまでの活動の継続が難しくなっています。町内会役員や活動参加者の負担軽減策の検討、若年層や新しい住民の参加促進、多様なニーズへの対応、活動内容の工夫による住民関心の維持・拡大によって町内会活動の促進を図ります。

③コミュニティカフェやサロン活動の推進

高齢者と地域の住民が参加するコミュニティカフェや、介護予防や交流、情報交換や相談の場にもなる「あったかサロン」などサロン活動を継続します。また、高齢者等の参加を促進するため、実施内容の充実や実施方策の改善に努め、参加者の多様化と新規参加者増加への対応、活動内容の工夫と参加者ニーズの継続的把握につなげます。

④小さな支えあい活動の展開

地域課題の解決やちょっとした支援活動など、無理なく参加できる小さな支えあい活動を展開します。小規模で柔軟な活動により、関心を持つ住民の参加が促進され、地域の連携や協力関係も強化されます。活動の多様化や住民ニーズの変化に対応した支援策の検討、成果や影響の見える化・情報共有をすすめることで、小さな支えあい活動の更なる推進につなげます。

主要施策 事業	◆コミュニティカフェやサロン活動の継続 ◆見守り活動の推進	◆「声かけ運動」の活用 ◆出前講座
------------	----------------------------------	----------------------

地域全体の取組

- ◎ 町内会の行事や活動に関心を持ち参加してみましょう。
- ◎ 町内会活動を通じて、自ら解決できる地域課題について考えてみましょう。
- ◎ コミュニティカフェやあったかサロン、まる元らくらく運動教室などに参加してみましょう。

(3) ボランティア等活動の推進

施策の方向

地域の様々な課題を地域で解決する取組が展開されるよう、ボランティアの養成及び活動の場づくりを行います。また、ボランティア活動の担い手を確保するため、ボランティアポイント制度を継続するほか、より良い制度づくりに向けた検討を進めます。

主な施策

① ボランティア活動の支援

個人および団体のボランティア登録や活動支援を行うとともに、多様な活動の場が広がるよう調整・コーディネート強化します。また、ボランティア団体間の交流会や養成講座を定期的で開催し、スキル向上やネットワーク形成を促進します。さらに、活動に関心をもつ住民に対する情報提供や参加しやすい場づくりを推進し、新規参加者や関心層の拡大を図ります。

活動の多様化に対応した支援体制の強化、ボランティアの継続的な動機付け、活動負担の軽減、そして活動成果を地域に見える形で発信することで、地域全体での理解と協力をより一層促進します。

② 住民参加型福祉サービスの検討

生活支援体制整備事業に基づき、有償ボランティアおよび利用者の登録やボランティアポイント制度を継続的に運用し、利用促進を図ります。さらに、利用者と支援者双方にとってより利便性の高い制度づくりを進め、満足度の向上を目指します。利用者・支援者の声を反映した制度改善を強化し、制度の認知度向上や利用促進を積極的に行うとともに、登録者の拡大や多様な支援ニーズへの対応をさらに推進します。

主要施策 事業	◆ボランティアの発掘・育成 ◆ボランティア団体の活動支援
------------	---------------------------------

地域全体の取組

- ◎ ボランティア活動の内容やボランティアポイント制度を知りましょう。
- ◎ 身近なことから、できることからボランティア活動や支援が必要な人を支えることに関わってみましょう。

(4)生きがいと心身の健康づくりの推進

施策の方向

生きがいづくりや高齢者の介護予防、ライフステージに応じた心身の健康づくりを推進する上で、地域の参加や協力は不可欠です。地域団体との連携による健康づくりや社会参加の支援、高齢者や障がい者の活動機会の確保などの取組をさらに強化します。住民の生活に密着した課題にともに取り組み、考えることで、交流や参加の機会を増やし、地域の理解と協力を得ながら地域福祉の推進につなげます。

主な施策

①生きがいづくりと社会参加の促進

高齢化が一層進行し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる中、元気な高齢者が地域を支える担い手として活躍できるよう、高齢者のシルバーカレッジの開催、生涯学習活動の支援を推進しています。前期はこれらの取組を計画的に実施し、高齢者の生きがいづくりにつながる活動を地域ぐるみで展開しました。また、地域で子どもと子育てを支援する環境づくりに、高齢者等との世代間交流や体験活動を取り入れ、高齢者が高齢者を支える活動も推進しています。

障がいのある人の社会参加促進については、地域活動支援センター事業の実施をはじめ、就労や職業訓練、学習活動や交流活動など、多様な社会参加の機会を確保しています。町では障がい者就労支援施設等からの物品調達について毎年度方針を定め、計画的な調達と活用を進めています。前期の取組で一定の成果を上げたことを踏まえ、活動内容の周知方法をさらに工夫し、既存参加者のニーズに対応するとともに、新規利用者の参加促進を強化します。

②心身の健康づくりと健康管理の推進

地域ぐるみの健康づくりに向けて、食生活改善推進員をはじめとする地域団体等と連携し、健康増進、食育、介護予防、望ましい生活習慣の確保を図るための施策・事業を推進しています。前期は地域団体との協働により、健康づくりに関する事業を計画的に実施し、住民の心身の健康維持に貢献しました。継続的な支援や啓発の実施をさらに強化し、住民への周知や参加促進を強化します。

また、心の健康を維持するためこころの健康相談事業を実施し、十分な睡眠やストレス解消法の周知、相談先の情報提供などの啓発を進めています。併せて、ゲートキーパーなど自殺対策を担う人材育成や地域ネットワークを通じた町全体での自殺予防対策も推進しています。関係機関との連携体制をさらに強化し、心身両面での健康づくりをより一層推進します。

主要施策 事業	◆あったかサロン等介護予防事業 ◆食育推進事業 ◆ゲートキーパーの養成 ◆地域活動支援センター事業	◆健康増進事業 ◆地域の健康づくり推進 ◆こころの健康相談事業
------------	--	---------------------------------------

地域全体の取組

◎ かかりつけ医をもち、緊急時の対応について相談しておきましょう。
◎ 健康づくりや介護予防、料理等の教室があることを知しましょう。町の広報やホームページのお知らせ、保健事業案内を見て、気軽に参加してみましょう。
◎ 自分や家族の健康を考え、生活習慣や食習慣を見直してみましょう。
◎ 健診・がん検診を定期的に受診し、家族や友人にも受診を勧めてみましょう。
◎ 障がい者就労支援施設等の物品を使用・活用してみましょう。

第5章 鹿部町再犯防止推進計画

1 計画策定の主旨

2016年(平成28年)12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、国において再犯防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための枠組みが整備されました。これを受け、政府は2017年(平成29年)12月、2018年度(平成30年度)から2022年度(令和4年度)までの5年間を対象とした、国として初めての「再犯防止推進計画」を閣議決定し、関係府省庁が連携して再犯防止施策を推進してきました。

さらに2019年(令和元年)12月には、①満期釈放者対策、②地方公共団体との連携強化、③民間協力者活動の促進を重点課題とした「再犯防止推進計画加速化プラン」が決定され、再犯防止に向けた取り組みは一層加速されました。これらの取組の結果、出所受刑者の2年以内再入率は2019年(令和元年)出所者で15.7%となり、政府が掲げた16%以下という目標を達成するなど、一定の成果が示されています。

しかし一方で、近年は高齢化の進展や社会的孤立の深刻化、精神疾患・障がいを抱える人の増加など、刑務所出所者等が地域社会で安定した生活を再構築するうえでの課題は多様化しています。特に2020年(令和2年)以降の新型コロナウイルス感染症拡大は、矯正施設での処遇、地域での支援活動、対面による相談・就労支援の制約など、再犯防止施策に大きな影響を及ぼしました。

本町においても、住まいの確保、就労機会の不足、医療・福祉サービスへのアクセス、地域生活における見守り体制など、刑務所出所者等が直面する課題への支援体制を強化する必要があります。また、支援が必要であるにもかかわらず制度やサービスにつながらない高齢者や障がい者への問題は、成年後見制度の利用促進に代表される権利擁護施策とも密接に関連しており、地域全体での包括的な支援が求められています。

これらの状況を踏まえ、本町では国の推進法および国・道の再犯防止推進計画等の理念を踏まえつつ、関係機関・民間団体・地域住民が連携し、刑務所出所者等の円滑な社会復帰と再犯防止を図るための地域独自の取組を体系的にまとめた「鹿部町再犯防止推進計画」を策定し、総合的かつ継続的に施策を推進します。

2 計画の位置づけ

「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第7条による国の再犯防止推進計画に基づき、同法第8条に基づく、本町の再犯防止推進計画として策定します。

本計画は、「鹿部町地域福祉計画」に包含することで、地域共生社会の連動性を高めるとともに、総合的かつ継続的な施策の推進を目指します。

3 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいいます。)もしくは非行少年であった者を指します。

4 計画期間

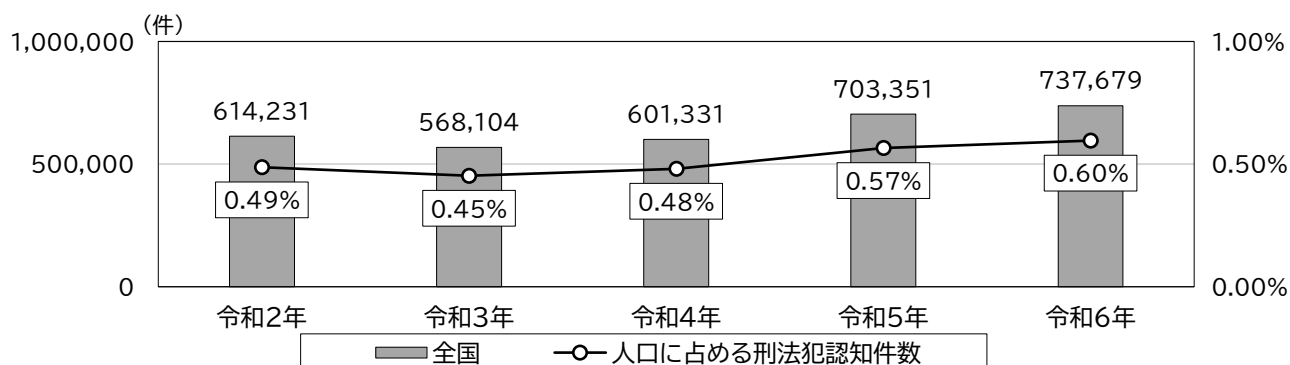
本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度
総合計画	第 6 次 令和 5 年度－令和 14 年度								第 7 次 (予定)	
地域福祉計画	第2期 見直し	第 3 期 令和 8 年度－令和 12 年度				見直し	第 4 期 (予定)			
再犯防止推進計画	－	第 1 期 令和 8 年度－令和 12 年度				見直し	第 2 期 (予定)			

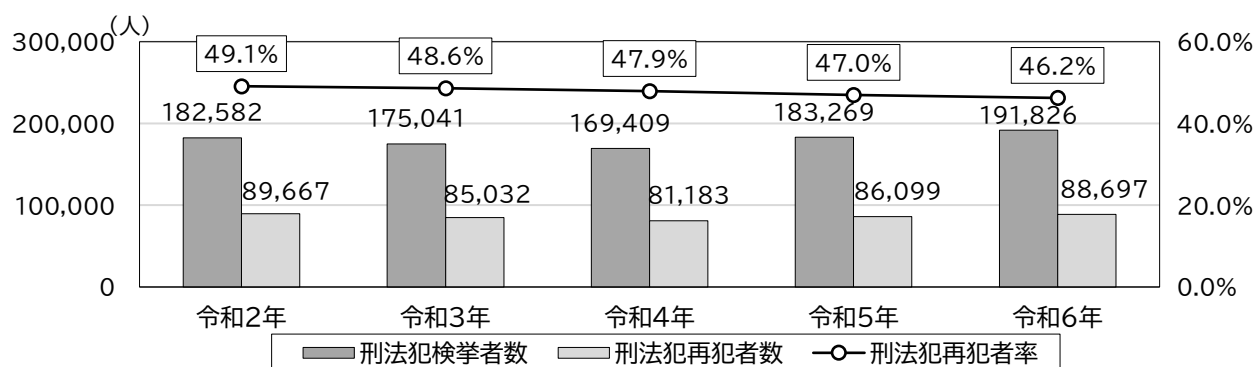
5 犯罪情勢等について

(1) 全国の刑法犯認知件数の推移



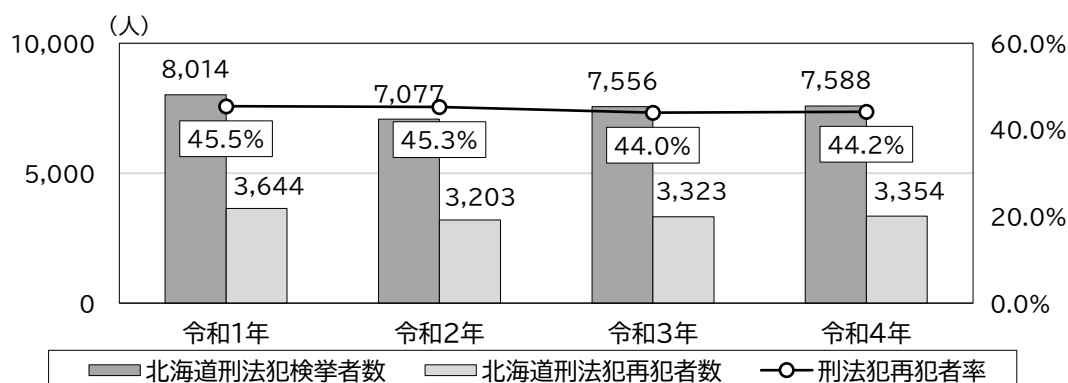
出典:警察白書 2-4 刑法犯罪種別認知件数の推移(令和2年～令和6年)

(2) 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



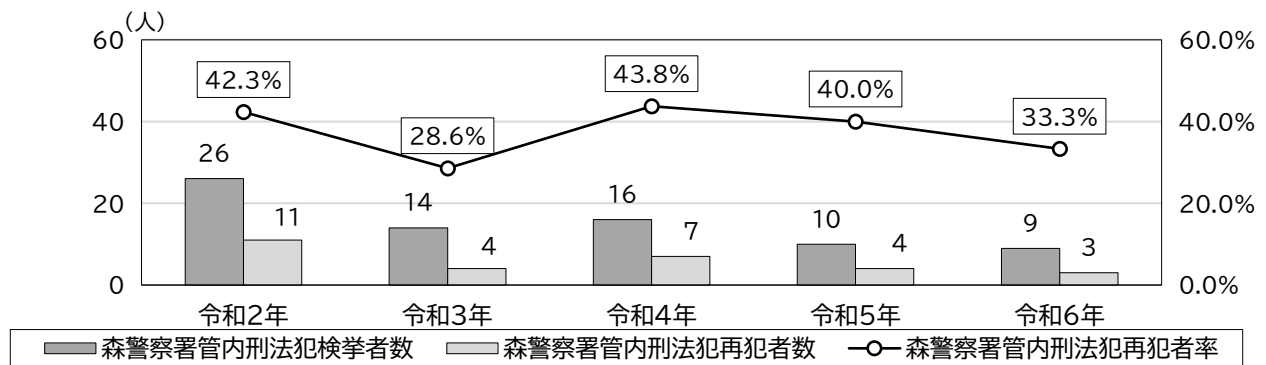
出典:犯罪白書 5-1-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

(3) 北海道の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



出典:第二次北海道再犯防止推進計画

(4) 森警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



出典:北海道警察署統計データ

(5) 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は令和3年まで低下していましたが、以降増加に転じています。一方で刑法犯再犯率は令和2年の49.1%から令和6年の46.2%まで継続して低下していますが、依然として再犯者が全体の半数弱となっています。

北海道の再犯率をみると、全体的に全国平均を下回っており、令和元年の45.5%から令和4年の44.2%へと低下しています。

森警察署管内の刑法犯検挙者数は、ばらつきはみられるものの、令和2年の42.3%から令和6年の33.3%へと減少傾向を示しています。

再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱えており、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因となることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められます。

6 取り組みの方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

(1)国の取組

国においては、矯正施設(刑務所少年院等)における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物犯罪者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取組のほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との共同による施策の実施等を推進することとされています。

国の取組	◆特性に応じた指導及び支援等	◆関係機関における体制の整備等
	◆就労の支援	◆再犯防止関係施設の整備
	◆非行少年等に対する支援	◆情報の共有、検証、調査研究の推進等
	◆就業の機会の確保等	◆社会内における適切な指導及び支援
	◆住居の確保等	◆国民の理解の増進及び表彰
	◆更生保護施設に対する援助	◆民間の団体等に対する援助
	◆保健医療サービス及び福祉サービスの提供	

(2)道の取組

「第二次北海道再犯防止推進計画」では基本方針として、以下の4点を掲げています。

- ①犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として地域に定着できるよう、国及び市町村、民間団体等と連携して取り組みます。
- ②国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目のない指導及び支援に努めます。
- ③犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえ、犯罪防止に取り組みます。
- ④再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心と理解を醸成します。

また、重点課題として以下のような分野を挙げています。

北海道の 重点課題	① 就労・住居の確保等
	② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
	③ 学校等と連携した修学支援の実施等
	④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
	⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
	⑥ 国・市町村・民間協力者との連携強化

(3)町として取り組む施策

これらの国及び道の取組を踏まえ、国や道からの情報の活用、国や道が実施する施策への協力等により連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本とした再発防止に向けた取組を進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

施策の方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

主な施策

住民一人ひとりの取組(自助)
◎ 保護司会や協力雇用主などの民間協力者が再犯防止に果たす役割や、地域における再発防止活動の推進に対する理解を深めましょう。
◎ 再犯防止について、地域の中で周りに困っている人がいたら、身近な相談窓口や行政の相談窓口を紹介しましょう。
地域・関係団体等の取組(共助・互助)
◎ 罪を犯した人が立ち直り、地域で受け入れることについて理解を深めましょう
行政の取組(公助)
◎ 就労の確保 生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。 また、犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更正に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。
◎ 住居の確保 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基盤となる住居の確保を図ります。
◎ 高齢者又は障がい者等への支援等 犯罪をした高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。
◎ 再犯防止に関する啓発活動の推進 「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。 保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

◎ 国から提供される情報の活用 国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取組に活用します。
◎ 国・地方協働による施策の推進 国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力を努めます。
◎ 関係機関・団体との連携強化 刑事司法手続きを離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化や支援を図ります。
◎ 情報共有体制の整備 民生委員・児童委員、保護司を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。
◎ 保護司なり手の確保 地域における再犯防止の中心的な担い手である保護司について、活動の支援やなり手の確保に協力します。
◎ 保護司会の活動支援 保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動の取組に対し補助金を交付します。

第6章 計画の推進

1 住民・地域・町の協働による計画の推進

地域福祉を推進していくために、住民一人ひとりや町内会をはじめとする地域の各種団体、事業者、行政などの主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携することが重要です。

総合的・長期的な視点から計画を推進し、地域の様々な主体が協働で地域福祉の推進を目指して取り組んでいきます。

【地域福祉の推進のイメージ】



(1) 住民一人ひとりができること

住民一人ひとりが地域福祉の担い手です。福祉に対する意識を高め、地域の一員として自覚をもつことが大切です。毎日の生活の様々な場面での気づきを大切にしながら、個々の知識や技術を活かし、地域の活動に積極的に参加します。

(2) 民生委員・児童委員による推進

民生委員・児童委員は、地域で支援が必要な人の相談に応じたり、福祉サービスの利用の情報提供や、行政や団体とのパイプ役など、地域福祉の重要な担い手として様々な支援活動を行っており、地域を最も知っている人でもあります。

地域福祉を推進するために、民生委員・児童委員が取り組んでいる様々な課題を地域の関係者と共有し、地域において、町内会、町社会福祉協議会、ボランティア団体、関係機関等と相互連携を密にして地域福祉の担い手として活動します。

(3)町内会等の地域団体による推進

地域には共助の力を高めることが期待されます。町内会、町社会福祉協議会、老人クラブ、青少年健全育成会議などの地域団体は、住民が互いに支えあって暮らせる地域社会に最も近い組織体です。

広く住民が参加できる行事の開催、地域課題について考える座談会の開催などにより、住民の関心を高めることや、様々な団体・機関と連携・協力して地域活動を一層活発にし、充実させていきます。

(4)ボランティアによる推進

ボランティアの住民活動団体は、住民自らがまちづくりの主体として様々な知識や能力を活かして、地域の課題解決に取り組むことが期待されます。

住民、住民活動団体、行政、企業など、それぞれの役割や協力関係を見直し、ともに考え、協力しながら取り組み、成果と責任を共有しあう協働のまちづくりを推進します。

(5)福祉関係者による推進

各種福祉関係事業者が、利用者の立場に立って質の高い福祉サービスを提供することが求められています。サービスの提供により、利用者の自立を支援するほか、多様なニーズに対応し、他の事業者や関係機関、地域の各種団体などとの連携に努めます。併せて、サービスの質の確保、利用者の権利擁護、事業やサービス内容等の情報提供及び情報公開を行うなど、必要なサービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

また、事業者がもつ人材やノウハウを地域に活かし、地域の一員として行動します。

(6)事業所による推進

町内に立地する事業所は地域の福祉活動に参加したり、住民や団体との交流の場を広げていくなど、地域とのつながりを深め、活力ある地域をともにつくり出すため、地域の一員として行動します。

(7)町行政による推進

地域福祉の推進にあたり、町行政は住民福祉の向上を目指して各種施策を総合的に推進する責務があります。このため、「高齢者保健福祉総合計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、関連する法定計画、個別計画改定時は、本計画の理念を踏まえて一層の福祉の推進に資する内容とするとともに、具体的な施策、事業について整合を図り、本町の目指すべき福祉社会の実現に向けた取組を進めていきます。

住民の福祉意識の醸成と地域福祉活動への参加を促進し、地域で住民が主体的な活動ができるように支援するため、住民活動や防災、まちづくりなど庁内の連携を図ります。

また、民生委員・児童委員、地域活動団体、事業所、福祉関係事業所、その他関係機関などとの相互連携・強化を図ります。

併せて、福祉に関する相談や情報提供など総合的な保健福祉体制の充実に努めます。

2 社会福祉協議会との連携による推進

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な存在として位置付けられており、地域福祉向上を目的とする事業の企画や実施、各種福祉団体の活動支援を通じて、地域に密着した様々な事業を実施しています。

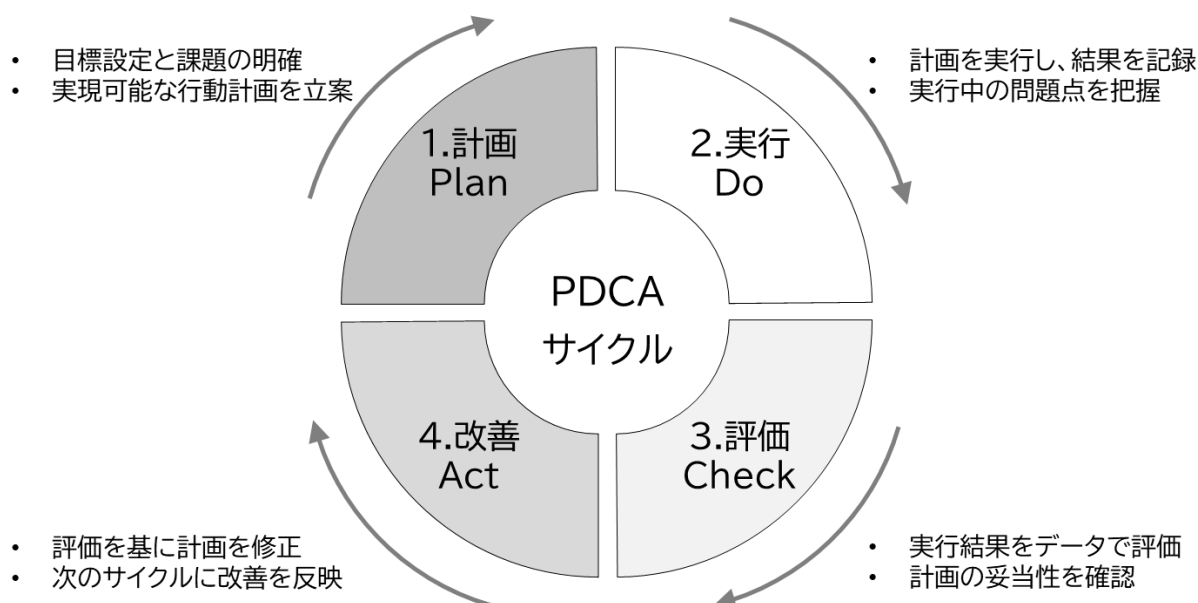
本計画の目指す地域の姿・基本目標を共有し、実現に向けて取り組んでいく上で、大きな役割を担っています。また、地域での活動を支援し、地域の実情に応じた事業の効果的な推進を担います。

3 計画の推進及び進行管理

計画の具体的な推進にあたっては、住民や各種団体、事業者及び町社会福祉協議会などとの連携・協力が不可欠です。

また、地域福祉計画を実行性のあるものとして推進していくために、進捗状況の把握と点検が必要です。このため、計画期間中に進捗状況の点検を行い、PDCAサイクル※11による適切な進行管理を行います。鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会にご意見をいただきながら推進していきます。

【PDCAサイクルのイメージ】



※11 PDCA サイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していく。

第7章 資料編

1 鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会条例

（目的及び設置）

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定に基づく鹿部町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定、進行管理及び当町の地域福祉の推進を目的に、鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に関する事項について協議検討する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関して必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉関係団体・事業者の関係者
- (2) 社会福祉に関する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、地域福祉計画に係る専門的な事項を調査審議し、委員会に提言を行うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉課で行う。

(守秘の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿

◎委員任期:2年

連番	氏 名	役 職	備考
1	佐 藤 克 明	鹿部町町内会連合会 会長	
2	佐 藤 君 博	鹿部町教育支援委員会 会長	
3	佐 藤 玲 子	鹿部町赤十字奉仕団 委員長	
4	田名部 節 子	宮浜長生会 会長	
5	船 橋 敦 子	鹿部町ボランティア連絡協議会 会長	
6	松 川 明 弘	鹿部町民生児童委員協議会 会長	委員長
7	松 本 善 一	鹿部町社会福祉協議会	副委員長
8	三 谷 百十樹	鹿部町PTA連合会 会長	
9	御 堂 一 美	社会福祉法人 渡島福祉会 福祉部福祉課長	
10	吉 田 将 人	特定非営利法人 シゴトシンク北海道 副理事長	

※敬称略

3 策定経過

年 月 日	内 容 等
令和7年8月28日	令和7年度第1回鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会 ①委嘱状交付 ②概要説明 ③第3期鹿部町地域福祉計画策定のための町民意識調査について
令和7年9月15日 ～10月17日	地域福祉に関する町民意識調査の実施
令和8年1月30日	令和7年度第2回鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会 ①第3期鹿部町地域福祉計画策定のための町民意識調査結果について ②第3期鹿部町地域福祉計画素案について
令和8年3月17日	令和7年度第3回鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会 ①第3期鹿部町地域福祉計画の策定について

第 3 期鹿部町地域福祉計画

発 行 令和 8 年 3 月

編 集 鹿部町役場保健福祉課

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部 252 番地 1

電話 01372-7-5291